

琉球大学学術リポジトリ

戦後米軍刑法と強制売春 (5)

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2023-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 恭剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019632

《研究ノート》

戦後米軍刑法と強制売春 (5)

森 川 恭 剛

はじめに

1. 布令 144 号 2.4.3.1 条違反事件の裁判記録 (琉大法学 103 号)
2. 布令 144 号 2.4.3.3 条違反事件の裁判記録 (同 104 号)
3. 1958 年の売春及び売春助長事件の裁判記録 (同 105 号)
4. 琉球上訴 (高等) 裁判所の売春関連事件 (同 106 号)
5. 米軍人との婚姻を目的とする有罪判決取消嘆願書
 - (1) C-365-52 A (26 歳) (2) C-235-53 B (30 歳)
 - (3) C-112-54 C (25 歳) (4) C-236-54 D (27 歳)
 - (5) C-101-55 E (27 歳) (6) C-221-55 F (22 歳)
 - (7) C-71-57 G (21 歳) (8) C-72-57 H (28 歳)
 - (9) C-75-57 I (27 歳) (10) C-89-57 J (29 歳)
 - (11) C-89-57 K (26 歳) (12) C-176-57 L (24 歳)
 - (13) C-176-57 M (24 歳) (14) C-200-57 N (28 歳)
 - (15) C-31-58 O (26 歳) (以上、本号)

5. 米軍人との婚姻を目的とする有罪判決取消嘆願書

(1) 売春差別を考えるための方法論 売春防止法は、売春の禁止主義 (警察犯処罰令の売春処罰) と規制主義 (公娼制度) に代わり、原則として売春の廃止主義の立場から買春勧誘行為と管理売春等の売春助長行為を刑事規制する。これに対してアメリカ統治下の沖縄では、売春廃止の原則はなく、米軍法令の禁止主義 (米軍構成員との売春行為及び一般的に売春助長行為の処罰) の下で、米軍構成員の買春行為を事実上容認する規制主義 (Aサイン制度) が導入されたため、次第に刑事規制が緩和され、売春が「公認」されているかのような状態になっ

ていた。ただし緩和されたとはいえ、あくまでも占領者の建前は禁止主義であり¹、また、一般的にも売春は善くないことであると認識されており、売春罪や性病罪で検挙された者は貶められ、そして 18 歳未満の者に対する強制売春の事案でも弁護人が被害者を侮辱するなど、人が売春をするか否かを理由とする（以下では便宜的に「売春」を理由とする、と記す）差別行為が行われていた。こうした差別行為を禁止し、売春差別を解消しようとする政策は推進されなかった。売春が広く行われ、売春差別があることは問題視されていたが、売春をすることが善くないのであれば売春を廃止すれば足りるのであり、売春差別のほうを優先して問題にすることに意義があるとは考えられていなかった。本稿はここを試したいと思う。つまり売春の違法性を前提にすることなく、売春差別の違法性から考える。そうすると、理論上は明らかに違法であるが、沖縄では「公認」されていたところの強制売春（「性暴力としての売春」）とは、売春差別を助長する差別的な売買春助長行為及び買春行為を指し、そこに被害者の意思に反する場合等が含まれることになる²。

このように本稿は売春を法的に差別問題として議論することを意図しているが、その場合に問題になるのは、第 1 に、売春の廃止主義（売春防止法）との関係であり、第 2 に、どのように強制売春における暴力性を説明し直すか、つまり、従来は、売春という性的な行為を強制されることにおいて性暴力の被害

1 1962 年に布令 144 号 4 章の道徳に反する罪の改正案が検討されており、例えば 2.4.2.1 条の新規定は「いかなる婦女も淫売婦として行為し、または売淫に従事することを禁ずる」と提案されているが、改正作業は進まなかった。HCRI-LL to Civil Administrator, “Control of Prostitution,” November 20, 1962, Folder No. 3, Box No. 21 of HCRI-LE, 沖縄県公文書館資料コード 0000101904。

2 原則的には人の意思に反するからそれを強制というのであって、本稿のような意味で「強制売春」を解することが適切であるとは考えていないが、売春の是非については議論のあるところであり、これに対して強制売春は、少なくとも理論上は、明らかに違法であるとされてきた。ただし、その範囲については明確ではなく、「強制された自発性」のように一見すると矛盾する強制態様の認められる余地がある。したがってその内容を練り直し終えたとき、その全体を指して強制売春と呼ぶことがもはや相当ではないということもありえるであろう。本稿はその全体を指して「性暴力としての売春」と呼びたいと考え、それを「売春をすれば貶められ、性暴力の被害者としては沈黙させられるような社会的慣行として売春があること」と暫定的に理解したが（本研究ノート(4)）、未だ漠然としている。それゆえ、売春の問題において「明らかに違法である」ことの内容を練り直し、強制売春の違法性を売春差別の違法性に置き換えていきたい、というのが本文の趣旨である。

があると捉えることができたが、売春差別において差別性と暴力性はどのような関係にあるのかである。後述のとおり、近年の廃止主義は、歴史的に形成された性別差別の社会構造の中で売春を捉え直し、あらゆる売春に性暴力の被害があると考えており、また、「戦争と性暴力の比較史」研究では「性暴力の連続体」の概念を応用し、戦時・準戦時期の「レイプ／売買春／恋愛／結婚」等に「性暴力の連続体」をみる方法論が提唱されている。同様に本稿も「性暴力としての売春」について考え、売春差別における性的な暴力性を説明するために、アメリカ統治下の沖縄の売春を戦前の公娼制度や日本軍「慰安婦」制度と連続性のあるものと位置づけている。つまり、これらの方法論には類似点がある。しかし、売春差別の違法性に着目する本稿の方法論は、売春の行為に際して、強性交で認められるものと同質の、何かしらの暴力的なものが振るわれて性暴力の被害が認められる、というように類比的に考えるものではない。それゆえ以下では、これらの方法論の違いを整理する。特に「性暴力の連続体」の応用論は、戦時・準戦時期の売春等に関する実証的な歴史研究であるだけでなく、現在の家父長的ジェンダー規範に挑もうとする実践的なジェンダー研究でもあり、この観点から売春差別が主題化される。しかし、その方法論では売春差別に立ち向かうことはできないと思われるので、アメリカ統治下の沖縄で米軍人と婚姻をするために犯罪歴を抹消する必要のあった女性らの有罪判決取消嘆願書と当該犯罪に関する裁判記録を紹介するなどして、売春をする者に対する売春差別の暴力性において差別の被害を認める本稿の考え方との違いを説明する。

(2) 家父長制の性別差別・性暴力・売春差別 2018年のジェンダー法学会でシンポジウム「性売買と人権・平等」が開催され、企画趣旨が次のように説明された。性売買については「不平等説」と「労働説」(セックスワーク論)の対立があり、法制度のあり方について、それぞれの立場から、業者だけでなく買い手も処罰する「新・廃止主義」と、反対に買い手だけでなく業者も不処罰にする「新・規制主義」が主張されている。では、売春防止法は、買春勧誘行為を非犯罪化した上で、どちらのアプローチで見直すべきなのか。

「不平等説」は、「現在の性売買を、長い家父長制社会の下で女性のセクシュアリティが男性に収奪されてきた歴史の中で捉えるとともに、現在においても

蔓延している性暴力と性差別の構造的な連関の中で理解する」。そうすると「性売買は男性が金銭という権力を用いて女性の身体にアクセスする権利と、それを性的に使用する権利を買い取る行為であり、他のさまざまな性暴力と並ぶ構造的な強制的性行為の一種と理解される。金銭は同意の証というより、むしろ強制の証である」。「性を売る女性は、女性の性を搾取する社会構造の『被害者』と捉えられる」。これに対して「労働説」によれば、「不特定多数の相手に性を売ることは『労働』であり、性を売る人は『労働者』である」から、「安全を守られ、社会的に排除されることなく」、その職業選択の自由が保障されねばならない。しかし、「脆弱性と人格性を特徴とする性は、性売買が職業として認められることによって暴力的・権力的に侵害される危険性が非常に高くなり、一度侵害されたら深刻な被害を生じさせることになる。さらに性売買の職業としての公認は、ジェンダー不平等を維持し、強化する可能性が高い」。したがって「新・廃止主義」の法的アプローチが望ましいのではないかと³。

このように「不平等説」は、本稿と同様に、自由意思による売春であれば悪くないとは主張せず、そして売春に差別と性暴力の問題を認めようとするが（本研究ノート(4)129頁以下）、他方で、あくまでも売春自体は善くないことであるとみなす。「不平等説」によれば、人が女性であることを理由として売春をさせられ、その性が搾取されることにおいて、人格権侵害の危険性があるだけでなく、家父長制に根差す性別差別があつて、平等権が侵害される。「性の搾取」とは、人が女性であるがゆえに性売買の行為をさせられること、また、その性的な行為をさせられることで人格権侵害の危険性にさらされることをいうであ

3 中里見博「性売買と人権・平等」『ジェンダーと法』16号（2019年）6頁以下。しかし同シンポジウムで、スウェーデンの性的サービス購入罪については「セックスワーカーにスティグマを与え、安全を脅かしている」とする批判のあることが紹介された（矢野恵美「スウェーデンにおける買春対策」同誌57頁以下）。なお、「新・規制主義」の用語は、セックスワーク論のいう「非犯罪化」を「合法化」と区別しない見解に基づくが（中里見・前掲論文10頁以下）、これに対しては「全然違う」とする反論があつた（要友紀子「人がセックスワークについてより深く理解し、共存可能性を探るために」同誌26頁以下）。セックスワーク論が批判する「合法化」とは、売春は悪いことである（公認するが「必要悪」）とする従来の前提を維持したまま、公衆衛生等の建前の下、営業方法等を規制することを指し、結果的に、それは売春差別を助長することになる。それゆえ、セックスワークとは労働であることから出発し、労働者の権利擁護の観点から、法整備の必要性を説くアプローチは、規制主義と断絶があるとみることができる。

ろう。売春は、この二重の意味で違法な結果を伴うのであり、ここから買春行為とその助長行為の違法性が引き出される。そして、このうち人格権侵害の危険性については、セックスワーク論も性労働の安全性を重視するので、その危険性とこれを回避する方法の有無について議論を深めることができる⁴。しかし「不平等説」によれば、売春をすることは、社会構造的には女性として売春をさせられることであり、あらゆる売春は女性に対する強制売春であって、差別的であるから廃止されねばならない。

そうすると売春防止法の売春とは、女性が対価をえて男性と性交をすることをいうと解することになり、また、売春差別とは勝れて性別を理由とする差別であることになる。例えば性別を理由にしてスカートの制服着用を強制するのは不合理な差別的取扱いであると考えられるが、これとスカート着用の有無そのことを理由とする不合理な差別的取扱い（スカート着用者に対する特定行為の禁止など）とは区別できる。「不平等説」は、売春差別とは、前者の意味における性別による売春の強制であるとする。もちろん後者の意味のスカート着用差別が社会問題としてあるということではない。例えばハンセン病差別はハンセン病の罹患や診断の有無を理由とする患者もしくは回復者またはその家族等に対する差別をいうが、個々のハンセン病差別行為は、性別による差別を前提にしてスカート強制の差別行為があるように、ハンセン病差別を前提にする。これに対してスカート着用を理由とする不合理な差別的取扱いとハンセン病を理由とするそれは、スカート着用またはハンセン病が人の属性として否定的に評価されて歴史的に差別行為の理由にされてきたか否か（いわゆる「差別」の有無）にある。この違いは重要であって⁵、その意味ではスカート着用ではなくスカート強制の性別差別こそを問題にすべきである。しかし、売春をする女性が差別

4 「性を売る行為」とは「性交に限定されないが直接身体を接触させる性的な行為」をいう(中里見博「性の売買をめぐる権利と法」山元一ほか編『憲法の普遍性と歴史性』〔日本評論社、2019年〕304頁)。風営法上の性風俗関連特殊営業における性的な行為が部分的に含まれることになるが、そうした性労働の危険性が除去不能か可能かは議論を要するという趣旨である。なお笹沼朋子「セックスワーカーの労働者性に関する覚書」(愛媛法学会雑誌47巻1号〔2020年〕95頁以下)は、さしあたりセックスワーカーの団結権を保障すべきであると述べる。

5 スカート着用を理由とする不合理処遇は、スカート着用差別が社会的に認められないのであれば、平等権の侵害ではなく、自己決定権の侵害と解すれば足りる。

されて取り扱われるとき、それは性別差別と同時に売春差別がある中で、基本的には、売春を理由とする差別行為である。

つまり「不平等説」のいう差別とは、基本的には、売春差別それ自体ではなく、男性が女性の性を管理して恣にしてきたこと（家父長制の性別差別）である。もちろんこの性別差別が売春差別と不可分の関係にあることは、次のように説明される。家父長的ジェンダー規範は「女性に対して抑圧的」「ジェンダー非対称的」であるだけでなく、「女性の分断支配の装置」を組み込んでいる。それが「妻・母・娘 vs 娼婦という女性の使い分け」と「娼婦差別」の装置である。前者には「貞操」が強要され、後者には「淪落」というスティグマが付与される。わずかな「同意」の兆候でさえ、女性を家父長制が守るべき女の指定席から放逐するにじゅうぶんな理由であり、後者はどのように扱われても文句をいえない存在になる、と⁶。つまり売春をする女性として差別されたくなければ、女性は「貞操」の遵守を強いられる。

ただし、女性の分断を伴う支配（家父長制の性別差別）と売春差別と性暴力の関係については、さらに議論の余地がある。大枠として女性を使い分ける支配があり、同時に女性が性暴力の危険性にさらされるのであれば、これは、「どのように扱われても文句をいえない存在」になりたくなければ、女性は「貞操」の遵守を強いられることを意味する。問題は、こうした「使い分け」支配と性暴力の関係から出発して、いいかえれば「不平等説」のいう「性暴力と性差別の構造的連関」の中で、売春を理解しようとするれば、売春差別の理由は、売春をすれば「どのように扱われても文句をいえない」落ちぶれた存在になることにある。つまり分断された女性間の価値的な優劣は、性暴力に対する脆弱性の差にあり、まさしく売春をさせられることに「性の搾取」の価値侵害とその結果の「淪落」があって、これ自体が売春をする女性に対する（不合理な）異なる取扱いを説明する理由になる。売春をする女性は性を搾取されるから差別されることになるが、はたしてそうであろうか。

「語ることでできない性暴力被害の最たるものは売春である。たとえセックスワーク論がどれほど性労働の合法化を主張しても、売春が履歴書に書けるよ

6 上野千鶴子ほか編『戦争と性暴力の比較史へ向けて』（岩波書店、2018年）x頁以下。

うな経歴になることはおそくないだろう」と指摘されている⁷。たしかに、売春は現行法上の違法行為とはいえ、履歴書にその経歴を書いて差別行為の理由にされてしまうのであれば問題である。売春と呼ぶにせよ、セックスワークと呼ぶにせよ、それは人を差別して取り扱う合理的な理由にはならないというべきである。特にセックスワークは履歴書に書ける職歴として（つまり差別の理由にはなりえないものとして）、そう呼ばれる。「不平等説」からすれば、それらは廃止対象として互換性のある語であるが、セックスワーク論が売春差別に立ち向かおうとするものであることは留意されねばならない。それゆえ、売春の廃止主義が、この意味で売春とセックスワークの語を使い分けないまま、性暴力で女性を抑え込むような性別差別の問題を売春にみて、売春の行為に際して性暴力の被害を認め、それをするのは落ちぶれることであって善くないと論じれば、それは、分断されて支配された女性間の価値序列を投影した議論になり、セックスワーカーの補導処分の根拠にもなりうるし、さらにそのことがセックスワーカーの見下される理由になり、その職歴はいつまでも履歴書に書けないであろう。本稿は売春防止法の売春助長行為の非犯罪化をあえて主張するものではない点でセックスワーク論と対立する。しかし、売春やセックスワークを善くないことであるとは論じない。なぜなら売春差別の問題は、厳密に言えば、その行為をすることにあるのではないからである。

売春差別は「売春」を理由とする差別問題ではないと述べた趣旨を補足する。ハンセン病差別や性別差別は、一般的にはハンセン病や女性を理由とする差別のことをいうが、ハンセン病が治療の対象であり、病気として克服されるべきものであるのに対し、女性であることはそのように否定されるべきことではない。本稿がハンセン病差別をその罹患や診断の「有無」を理由とするものとし、また冒頭で売春差別を「人が売春をするか否かを理由とする差別」と説明したのは、人がハンセン病であるか否かや売春をするか否かは、性別と同じで、その一方が他方を指して価値否定の評価を下すべきことではないと考えるからである。病気を治療の対象にすることと病気である人をそのまま受容して肯定することは両立するし、両立させねばならない。その病気を予防する必要がある

7 上野千鶴子「戦争と性暴力の比較史の視座」同ほか編・前掲書 11 頁。

としても、その病気は患者を差別する理由にはならない。ここが理解されないためにハンセン病差別があるのであり、したがって正確に言えばハンセン病差別はハンセン病を理由にするのではない。差別の理由は差別をする側の偏見にあって、あくまでもその偏見を前提にする限りで、それはハンセン病を理由とする差別である。同様に売春をする人であることが、そのまま受容されて肯定されねばならないことは類推できる。ただし、売春をするか否かは行為の問題であって、売春を違法とみれば、違法行為をした者としての処遇が合理化される。しかし、それが売春差別を助長してきた。それゆえ本稿は、売春をするにせよ、させられるにせよ、それをその者の行為における問題とみるのではなく、そこに差別の問題のあることを重視して、差別行為の違法性を問おうとしている。売春行為ではなく、差別行為のほうが、偏見に基づく問題行為であるからである。なお、売春行為の是非については、「不正ではない」は必ずしも「正しい」を意味しない、とする見解に基づき、法的に自由な領域にあると考えている。

家父長的ジェンダー規範が価値的に重視してきたのは「貞操」である。売春をする女性は、これに対して不特定の者と性的な行為をするため、性的に乱れている（淫らである）とみなされ、この間に価値的な優劣があるとされる（これは女性が性的な行為をしてその価値を享受することに対する偏見の表れであると思われる）。この価値序列に基づき、家父長制家族の内側の女性の「貞操」を保護するために、売春をする女性が、金銭の授受を条件として、男性の性的な行為の対象として、差し出されることは合理的であるとみなされてきた。つまり、大枠としての支配と服従の関係、すなわち家父長制の性別差別とは、「産む性」とされる女性の性的な支配を意味し、男性は、他の男性の性暴力から「産む性」の「貞操」を保護するために、対価を支払えば性的な行為を加えることの「できる」（法的に許容される）女性（その限りで「どのように扱われても文句をいえない存在」）、すなわち売春差別を必要としてきた。

それゆえ本稿は、家父長制の性別差別と性暴力の構造的連関の中で売春を考察するのではなく（最初に「女性の使い分け」があって、そこから売春差別が派生するというように理解するのではなく）、あえて違いを強調すれば、性別差別の支配構造の下で性暴力と売春差別の関係を問い直している。女性に対して性的な行為を加えてきた男性が、生殖の管理のために女性を支配しようとするれば、一般

的に性暴力を禁止して、代わりに買春行為を許容するほかない。つまり「産む性」の「貞操」に価値をおけば、価値的に劣る女性に対しては任意に性的な行為を加えてもよい。こうして買春行為は許容されるが、「貞操」に価値をおく限りで、売春行為は自己を価値的に貶めることになるから善くないことであるとされる。買春行為は、この売春差別（性的に乱れて価値的に劣るとされ、貶められる女性の存在）を、対価を支払えば相手方の同意を得たことになる（性暴力の行為ではない）として合理化しなければ、できないことである。ここに、禁止される性暴力と許容される買春行為をひとまず選り分けて、売春の問題を買春行為の裏面で合理化される売春差別から問う意義が認められる。このように差別が法的に合理化されるところに暴力性があると考えられる。

ただし、性暴力の禁止規範の名宛人となるべき男性のために、その代替として買春行為があるという意味では、「女性の使い分け」は、はじめから性的に暴力的であり、また、もともと家父長制の性別差別は、女性に対して性的な行為を加えようとする男性が、その同じ性的な観点から女性を支配するための仕組みであるから、性的な支配と服従の権力構造があるという意味で暴力的であるといえる。本研究ノート(3)47頁で「性暴力と売買春の『混同』というわな、すなわちその区別を見せかけたのは占領者であった」と述べたが、それは、家父長制の性別差別の性的に暴力的な全体構造の下では、性犯罪の被害者であれ、売春をする者であれ、男性の性的な行為の対象とされることで傷つけられても沈黙させられる、という点で区別されないからであった。本稿が「性暴力としての売春」を問題にするのはこの脈絡においてである。これに対して、性犯罪の被害者には同意がないが、売春をする者には同意があるとか、後者は売春罪の犯人ではあっても犯罪被害者ではないという違いを強調すれば、性暴力と売春を並べて議論するのは「混同」していると見えるであろう。占領者からすれば、被占領社会の性的に暴力的な全体構造を問うような議論は、「混同」があるとして片付けたいのである。

しかし、家父長制の性的支配の全体構造は、性的に暴力的であると同時に差別的である。男性が女性を支配し、性暴力を振るう男性と振るわれる女性があり、そして売春をする女性が差別されるというように、それは差別の重層構造

をなしている⁸。売春差別は、性暴力とともに、その不可欠の動力である。「不平等説」が述べるように、社会構造的には、性売買とは「男性が金銭という権力を用いて女性の身体にアクセスする権利と、それを性的に使用する権利を買い取る行為」であるならば、女性は男性の性的な行為に応ぜざるをえないのであるから、暴力的に従わされている。この意味では、そこに性的な暴力性がある。しかし、同様に、男性による女性に対する性暴力の行為の効果の一つは、女性であるとして貶められることである。それは被害者個人に対する侵害行為であると同時に、女性を貶めて使い分ける点で売春差別を助長する。この意味で女性に対する個々の性暴力の行為には売春差別の暴力性がある。つまり「性暴力」というとき、一般的には（刑罰的には）、強制性交等の犯罪行為から類推し、暴力的に人を従わせてその性的利益を侵害することを想定するが、他方で、女性が性的な行為を加えられて貶められ、使い分けられているという売春差別の観点から、そこに性的な暴力性を認めることもできるのである。「性暴力としての売春」は後者の性暴力の意味で用いられる。それゆえ、全体構造の性的な暴力性から演繹的に、直ちに売春の行為に際して、一般的な意味での性暴力の被害を認めるのではなく、その行為には差別の理由になるようなものはないことを明確にして、差別行為の違法性の観点から売春を問題にすることが試されるべきなのである。この場合、買春行為やその助長行為の違法性は、売春の違法性から引き出されるのではなく、売春差別を助長する差別行為であることにおいてあり、また、性犯罪に該当する場合を除けば、その限りで違法であると考えられるであろう。

(3) 売春をする女性の置かれる「抑圧的状况」 「不平等説」が売春の行為に際しての性暴力を問題にするのに対して、本稿は、売春差別における、売春という性的な行為に関する、暴力性を問題にする。「不平等説」によれば、性売買の行為をさせられる女性は経済的に搾取され、そして性犯罪の被害を受けやすいだけでなく、より直接的に、「性の搾取」において、性的に暴力的な被害

8 性暴力は一般的に性的自由の価値を侵害すると解されているが、性的自由の意味については議論があり、また、これを性的平等に対する罪とする見解もある。後者によれば、女性に対する性暴力は、性別差別の全体構造の中で行われる差別行為でもある（森川恭剛『性暴力の罪の行為と類型』〔法律文化社、2017年〕165頁以下）。

を受ける。これに対して本稿は、売春差別における暴力性を説明するために、アメリカ統治下の沖縄の売春を、戦前の公娼制度や日本軍「慰安婦」制度と連続性のあるものとして捉えようとしている。つまり被占領地沖縄で、どのように組織的な力が働いて売春という性的な行為をする者が差別される社会的地位に置かれたのかを解明しようとしている。そして注目しているのが刑事司法の権力作用であり、その差別する機能に暴力性をみようとしている。

しかし占領期日本の売春に関する研究では、「性暴力の連続体」の概念を用いて、売春の行為に際して性暴力の被害があると論じられている。本稿と同様に、そこでは①占領軍との関係で売春が考察され、②売春をする者の逮捕や性病検診における暴力性が指摘され、さらに③戦時・準戦時性暴力と被占領地における売春との連続性が意識されている。リズ・ケリーによれば「性暴力の連続体」の概念は、性暴力の諸形態の間の関連性、つまり「男性が女性を支配・統制するために様々の形態の虐待、強制、力を用いること」を認識させ、また、女性らがDVやセクハラのような所与のカテゴリーにうまくあてはまらないような眼差しや身振り等にも及んで性的な意味の暴力性を経験すること、つまり性暴力の拡がりを記述可能にする。この概念を導入することにより、まず、「発生率の連続体」として、セクハラ、性的暴行、性的虐待、いたずら電話、DV、露出被害、レイプ、インセスト等の性暴力がどのような頻度で女性らに経験されているかを論じることができる。次に、「経験の連続体」として、「合意に基づく性行為とレイプとの間に明確な区別があるのではなく、圧力、脅し、強制、力づくの連続体があること」が示される。そして、ここから従来はそれとして認識困難であった「合意あるレイプ」の概念が導出された⁹。ただし、その連続体は「様々な出来事や経験を結ぶ線形的で一直線のラインと見られてはならない」とケリーは述べるのであるが、特定の個人の複数の経験にこれを用いるとき、それらは時系列上に並んだ単線形の連続体として振り返られることになり、一方で振り返りの不同意による被害認識をもたらすが、他方でそこからの出口を見出し難くする。それゆえ「性暴力の連続体」(経験の連続体)とその外

9 リズ・ケリー「性暴力の連続体」ジャルナ・ハマーほか編『ジェンダーと暴力』(堤かなめ監訳、明石書店、2002年)83頁以下。

部にある（非連続の）性的な行為とは概念的に区別されねばならない¹⁰。

この「性暴力の連続体」（経験の連続体）の概念が占領期日本の売春に関する研究に応用され、占領兵と日本の女性との間で行われる「レイプ／売買春／恋愛／結婚が圧力による選択から力による強制までの連続体上に存在すること」があると指摘されたのであった¹¹。そこに「売買春／恋愛／結婚」を含めるのは、第二次世界大戦下の旧ソ連地域とフランスでそれぞれドイツ兵とアメリカ兵が、どのように女性に対して性的に行為したかを、それらを含めて考察した二つの研究に着想をえたものである。その狙いは次のように説明されている¹²。

上野千鶴子は、日本軍元「慰安婦」たちが生き延びるための生存戦略の中に「愛」や「恋愛」と当事者が呼ぶ「自発的な関係」があることを誰も否定できないし、その「自発性」を認めたからといって、本人が置かれた抑圧的状况を否定することには少しもならないと述べる（上野 2017:252）。[中略]

異性間性行為の経験を合意かレイプかといった二者択一でみてしまうことこそ、占領兵と性接触する占領地女性たちの個別具体的な経験をみえにくくしてしまう。占領兵との関係はレイプと定義しなければ「合意の関係」に読み替えられてしまい、圧倒的な非

10 森川・前掲書 132 頁。

11 茶園敏美「セックスというコンタクト・ゾーン」上野ほか編・前掲書 162 頁以下、茶園敏美『もうひとつの占領』（インパクト出版会、2018 年）36 頁、123 頁以下。

12 茶園・前掲論文 149 頁、162 頁、167 頁。レギーナ・ミュールホイザー『戦場の性』（姫岡とし子監訳、岩波書店、2015 年）は、独ソ戦下のドイツ兵と旧ソ連地域の女性との性的接触について「性暴力」（レイプ）、「取引としての性」（売買春）、「合意の上での関係」（恋愛・婚姻）の順に考察し、さらに「占領下ドイツ兵の子どもたち」についても言及する。同書の関心は、ナチズムの人種イデオロギーと矛盾する「異人種」の女性との性的接触の諸形態を、戦時中の「性政治」として分析することにあつたが、「日本語版への序文」では次の指摘が見られる。ドイツ兵はレイプし、買春し、恋愛し、結婚の申請さえ提出したが、それらは「結局のところ、戦争と占領にともなう力関係によって刻印され、貫かれていた。そのつながりが強制的なものか、暴力を伴うものか、合意にもとづくものかという境界は流動的だった」（vii 頁）。また、メアリー・ルイーザ・ロバーツ『兵士とセックス』（佐藤文香監訳、明石書店、2015 年）は、「性的な身体が、これまで国の力関係にいかにかかわってきたかという問題」を取り上げるため、ドイツ占領下のフランスに侵攻したアメリカ兵とフランス人女性との間の三つの性的関係（「恋愛」「売買春」「レイプ」）を考察している。ただし、これらの研究は、戦時・準戦時下では性的接触の機会が支配の手段となって、いわば連続体として、性別差別を助長するという意味で暴力化することを示したが、平時の「性暴力の連続体」との関連性を示唆するものではなかった。

対称の関係において生き延びるためにエイジェンシーを発揮した限られた生存戦略も、「合意の関係」に回収されてしまうからだ。

ところが、コンタクト・ゾーンで起こっている占領地女性の占領兵とのレイプ／売買春／恋愛／結婚といった経験は性暴力連続体の線上にあるということを意識するだけで、彼女たちの生存戦略がみえてくる。[中略]

個別の事例から浮かび上がったコンタクト・ゾーンを生き延びる女性たちのエイジェンシーにこそ、わたしたちは弱者の生存戦略を見出し、その声を歴史に復権させたいと願う。それはスティグマ化されて沈黙のうちに放置されてよいものではない。

「性暴力の連続体」の応用論は、基本的には、戦時・準戦時下において、占領者と被占領者といった非対称の関係にある当事者間で行われる「レイプ／売買春／恋愛／結婚」等を歴史的に考察するための方法論であろう。ただしレイプはともかく性暴力であるが、売春や恋愛・婚姻をすることは、一般的に当事者間に「自発性」「合意の関係」があり、性暴力の「連続体」に含まれるとは認識されていない。にもかかわらず戦時・準戦時下の「圧倒的な非対称の関係」では、それらはレイプに連なる「性暴力の連続体」上において経験されるとされ、本人らが「抑圧的状況」に置かれることは否定できないと考えられているのである。それらは「合意ある性暴力」である¹³。その上で、その「抑圧的状況」をいかに生き延びたのか、そこを注視すべきであるとする。その目的は、その声を聴いて歴史の中にもう一つの物語を紡ぐため、いいかえれば彼女らに対するスティグマ(差別)を取り除くためである。

この考え方の特徴は、戦時・準戦時下の「圧倒的な非対称の関係」下にある当事者間の売春や恋愛・婚姻が、女性によって「性暴力の連続体」上において経験される、と捉える点にある。つまり、その条件下で、売春等をする者にとっての「抑圧的状況」とは、その売春等の行為が「合意ある性暴力」として、「性

13 「合意ある性暴力」は本稿の用語であって、「性暴力の連続体」の応用論が用いるものではない。茶園敏美は、後述のとおり、売買春については「金を払って行われるレイプ」であると論じるが、恋愛や婚姻については、そこにあえて性暴力の被害を認識しようとはしていないのかもしれない。というのも圧倒的な非対称の全体状況(占領)下の困難な対人関係の中で女性の「生存戦略」を認めうることに価値があるとされているからであり、実をいえば、そのために「性暴力の連続体」の概念が必要ということでもない。

暴力の連続体」上において経験されることをいう。それは理論上いわば自ずとそのように経験される。

しかし、売春をして「合意の関係」に読み替えられてしまい、「抑圧的状况」に置かれているのに、沈黙させられる者がいるのは現在も同じであり、支配と服従（占領と被占領）という「圧倒的な非対称の関係」が当事者間に認められなくても、それは「スティグマ化されて」放置されてよいことではない。そのスティグマは取り除かれねばならず、そしてそれは、結局のところ、戦時・準戦時下と平時を問わず、また売春と恋愛・婚姻を問わず、基本的には売春差別なのである。したがって、その「抑圧的状况」とは、性暴力または「合意ある性暴力」の経験をいうのではなく、基本的には売春差別のことをいう（なぜなら家父長制の性別差別の二つの動力である性暴力と売春差別のうち、戦時・準戦時下で後者の暴力化が起こると考えられるからである）。まず、この点、つまり「抑圧的状况」とは売春差別の暴力性であることを、恋愛・婚姻の行為の観点から、またレイプの被害の観点から順に説明しよう。

「性暴力の連続体」の概念が戦時・準戦時期に応用される理由は、次のように説明されている。「性暴力は戦争にともなう物理的・構造的暴力の一部をなしており、強姦から売買春、恋愛まで、さらには妊娠、中絶、出産から結婚までの多様性を含んでいる。性暴力を強姦から売買春、恋愛、結婚までの連続線上に配置するのは、事実このあいだに連続性がある、境界を引くことが難しいからである」と¹⁴。この仮説の意味するところは、戦争の遂行や占領、または植民地化によって、平時における「性暴力の連続体」が拡張され、平時においては男性による女性の性の管理の方法として機能する売買春や恋愛・婚姻が、その暴力的な側面をあからさまに前面に押し出し、すなわち、あえて性的接触の機会を利用して直接的に女性を服従させて、家父長制の性別差別を浸透させるという点で、強かんと同列の性暴力の行為と化すということであろう。占領や植民地化が家父長制の性別差別と一体となって暴力化する限りで、「性暴力の連続体」の概念をそこに拡張的に用いてみることは、性別差別の性的に暴力的な側面の解明に資する一つの考察方法であると思われる。しかも後述のとおり

14 上野・前掲「戦争と性暴力の比較史の視座」1頁。「事実このあいだに連続性」があるとされているが史料や証言に照らして検証が必要である。

り、個人間の性的接触の場面に限って性的な暴力化がみられるということでもない。

しかし「性暴力の連続体」が拡張されるとしても、それをするのは原則として侵攻者の男性であり、被占領地等の女性は、その男性の性的な行為によっても、被害を受けることになる。多くの場合（日本人「慰安婦」は例外である）、両者は異なる共同体に属しており、侵攻者の男性にとっては、被占領地等の女性は、はじめから家父長制家族の外側にいる者として、一方で強かんや買春の行為の対象と目されるが、他方で恋愛や婚姻の対象者はその内側に取り込まれていくことになる。つまり、売春をする者は家父長制家族の外側にいる者としてもかく価値的に引き下げられるのに対して、恋愛や婚姻をする者は相対的に引き上げられ、この点でベクトルの向きが逆である。したがって被占領地等の女性が、そうした恋愛や婚姻を性的に暴力的なものとして経験するとは限らない。それは平時のように行われうる。ただし、恋愛や婚姻をする者にも、戦争花嫁研究が明らかにするように、侵攻者の男性との関係において、家父長制の性別差別の問題は残されており¹⁵、また、平時からの関係性においても、「戦勝者に寝返った女」として侮蔑的な視線が送られる¹⁶。つまり、その恋愛や婚姻を、

15 河原崎やす子「戦争花嫁ステレオタイプの変遷」岐阜聖徳学園大学紀要 61 集（2022 年）4 頁、7 頁。日本人戦争花嫁に対する偏見の一つに、日本人女性は従順で控えめで自己犠牲的であるというオリエンタリズムがあり、それは例えば「ただで手に入る気の利いた女中」として婚姻したという夫側の言い分表れる。ただし、これは共同体間にある文化の違いを反映したものでもあり、戦時・準戦時期に特有のことではない。

16 茶園・前掲論文 143 頁。例えばアメリカ統治下の沖縄でも次のような事件があった。被害者である女性は米軍人との婚姻を理由にして不利益に取り扱われている。米国民政府刑事裁判所の SES C-1-59 (Koza 下級裁判所 1959 年 1 月 5 日判決) は、米軍人の夫と奄美大島出身の妻が、面識のない沖縄の住民の男性から路上で絡まれたという暴行事件であるが、夫は、同行する妻が私と一緒にいるために脅迫された旨を証言し、妻もこれを補強する証言をしている。SUP C-107-59 (Naha 高等裁判所 1959 年 12 月 1 日判決) は、酷評した沖縄の住民の男性が、大工仕事をしたことのある米軍人家族の住居に現れ、夫が不在であったので、沖縄出身の妻に対し、「あなたはアメリカ人と婚姻して少し高慢だから懲らしめてやる」と言って妻の腕を引っ張るなどしたという暴行事件である。PSD C-30-58 (Naha & Koza 高等裁判所 1958 年 9 月 19 日判決) は沖縄の住民の男性 4 名が米軍人 2 名と喧嘩をした事案であるが、米軍人 1 名の沖縄出身の妻が、「姉さんいーかぎやさ、いゝすたいるやさ」と路上で声をかけられたことがきっかけであった。はじめから米軍人の妻であると認識されていたのかは明確にされていないが、被告人は供述調書で「彼等の情婦を挿した事で喧嘩した」と述べている。

拡張された「性暴力の連続体」上にあることとして経験するかを問わず、「抑圧的状况」に置かれる。その「抑圧的状况」は、もともと平時に根を張ってあったということになる。それが戦時・準戦時期に暴力性を増幅させる。そしてその侮蔑的な視線は、性的に乱れた（とみなされる）女性に対するそれであるから、基本的には売春差別の現れなのである。

また、引用された論考で上野は沖縄の「集団自決」に言及する。戦場で住民らは日本軍から渡された手榴弾の周りに集まり爆発させたが、不発弾もあって、親が子を、夫が妻を殺していった。そうした「自発性」を認めることは『構造的強制』のもとの軍の抑圧性を少しも免罪しないと¹⁷。同様に日本兵との間に「恋愛」があったとしても、『朝鮮人慰安婦』とは、日本軍朝鮮人兵と同じく、抵抗したが屈服し協力した植民地の哀しみと屈辱を、身体で経験した存在である」と¹⁸。韓国の元「慰安婦」らは植民地の「屈辱」を戦時性暴力の被害者として、また植民地の「哀しみ」を韓国社会の家父長制の性別差別の被害者として経験したということであろう。上野によれば、「自分の経験を『わが身の恥』と捉え、記憶の淵に沈めてきた」韓国の元「慰安婦」が被害を訴え出たとき、最初に登場した「慰安婦」の語り方は「民族の恥」という家父長制パラダイムであった。「これこそが被害者に『沈黙』を強いてきた」¹⁹。しかしながら、①子を殺し、妻を殺したことの苦悩による沈黙と②「慰安婦」らの経験が「民

17 上野千鶴子『『帝国の慰安婦』のポストコロニアリズム』浅野豊美ほか編『対話のために』（クレイン、2017年）253頁。ただし上野の例示する「集団自決」における自発性とは、座間味島で「軍命」があった事実については合理的な資料があるものの、その伝達経路等が判然としないのに、住民らが「玉砕」していたことである。上野は「自発性までを動員する総力戦体制の、底なしの怖ろしさと罪深さ」を思い知らされると述べているので、社会構造的には強いられた「自発性」があった（つまり自己が引き受けてなすべき行為として、あえてそれをすることを強いられた）と認識されているといえる。なお、座間味島の「集団自決」で女性や子どもの犠牲者が多いことについては、家父長制の性別差別にも理由があり、米軍の性暴力が恐れられていたからである、と指摘するのは宮城晴美「沈黙の証言」を聴く」（金富子ほか編『性暴力被害を聴く』〔岩波書店、2020年〕236頁以下）であり、同『母の遺したもの』（高文研、新版2008年）とともに、「集団自決」を知るための重要文献である。

18 上野・前掲『『帝国の慰安婦』のポストコロニアリズム』247頁。朴裕河『帝国の慰安婦』（朝日新聞出版、2014年）156頁からの引用である。植民地の「哀しみ」は朴・同書では「悲しみ」である。ただし、上野の引用する朴のこの一文を、本文のように解するのは間違った読み方である。この点は後述する。

19 上野千鶴子『ナショナルリズムとジェンダー』（青土社、1998年）99頁以下。

族の恥」とされることによる沈黙は異なるし、さらに③「落ち度」を責められることを恐れる性暴力被害者の沈黙と④夫婦間強制性交の被害者の沈黙は、いずれも異なる。②は日本兵と「恋愛」をしたことが苦しいのではなく、家父長的ジェンダー規範の圧力による沈黙であり、そして③には「恋愛」の行為ほどの能動性がなく、④は「落ち度」を責められることを恐れるのではないからである。「性暴力の連続体」の概念は③④の被害者に共通する被害を、たとえ一応の同意があったにせよ、性暴力の行為によるものとして認識可能にした。もちろん②が戦時性暴力の被害者の沈黙でもあるならば、この点で③④の被害者と共通するが、この意味の性暴力の被害は、②③の被害者における「民族の恥」や「落ち度」に苛まれることと区別できる。少なくとも一次的被害と二次的被害の違いがある。もちろん二次的被害も平時の「性暴力の連続体」に含まれるものとして経験されると論じうるが、しかし一次的加害と二次的加害の主体は異なる。②では、それらは日本軍と韓国社会であり、③では、それらは犯人と日本社会である。そして韓国社会や日本社会による加害は、二次的な性暴力(いわゆるセカンド・レイプ)としてではなく、差別として問題化できる。そこには性的に乱れた(とみなされる)女性に対する売春差別の問題が潜んでいる。

韓国の元「慰安婦」について、朴裕河が、上野よりも踏み込んで次のように述べていた。「『慰安婦』がいわゆる『商業的』女性と自身を区別するのもまた、こうした差別的視線[『公娼』に対する差別的な視線]の所産だ。いわば彼女たちは、あくまでもある日突然引っ張られて行った、純潔な娘でなくてはならないのである。問題は、いわゆる貞淑な女性、世間一般の女性と娼婦とを本質主義的に区別するこうした視線こそが、解放後50年を過ぎるまで彼女たちを沈黙させ、それゆえ解放後も過去の苦痛からの『解放』を許容してこなかった点にある」と²⁰。つまり、②の被害者の置かれる「抑圧的状况」は、③の被害者のそれと共通し、それは現在の売春をする女性のそれでもある、と示唆されている。つまり②の被害者の置かれる「抑圧的状况」は、平時に根を張っている売春差別と関連づけて理解されねばならない。そうすると②の被害者は、戦時においては、売春差別の暴力性が増幅したから暴力的に性的な行為を加え

20 朴裕河『和解のために』(佐藤久訳、平凡社、2006年)102頁。

られて被害を受け、その後もそれに苦しめられてきたと捉え直される。出征した軍人らは、性犯罪禁止（「貞操」保護）の性規範を置き忘れてきたかのように、「ホモソーシャルな同調圧力の下」「総攻撃をかける」などと表現して「慰安婦」に性的な行為を加えていたという²¹。

これに対して「性暴力の連続体」の応用論は、③の被害者が「合意あるレイプ」の被害者であるならば、②の被害者は「恋愛」を経験しているが、同様に「合意ある性暴力」の被害者であって、要するに戦時性暴力の被害者であり、彼女らの経験は「性暴力の連続体」上にあると考える²²。しかし性暴力の概念は、基本的には、当事者間で性的な加害と被害または支配と服従の関係があることを意味する。そして占領や植民地化は、たしかに共同体間でそうした関係を成立させるが、戦時下の「慰安婦」の「恋愛」の例を引くのであれば、共同体間にある「圧倒的な非対称の関係」が、その下で売買春や恋愛・婚姻をする当事者間において、直ちに同じように成立するとは限らないというべきではなかろう

21 平井和子「兵士と男性性」上野ほか編・前掲書 137 頁。

22 たしかに被占領地の女性らは、強かんされるにせよ、売春をするにせよ、「合意の関係」の有無にかかわらず、強かんや売春の経験を免れることの必ずしも容易ではない状況にある。それが女性の置かれる「抑圧的状况」であり、これは「性暴力の連続体」としてあるように見える。なぜなら強かんの行為が恐れられるのは現在も同じであり、そこにも性暴力を「連続体」として経験せざるをえないような「抑圧的状况」があり、そして売春をしない女性が貶められて「淪落」の存在であるように扱われる経験が、そこに含まれるからである。この危険性は現在もあって、これが戦時・準戦時下で現実的なものになる。それゆえ占領下の強かんや売春が「性暴力の連続体」上にあることとして経験されるのであれば、現在においても本質的には何も変わらない。こうして「性暴力の連続体」の応用論は、占領下の売春が「合意ある性暴力」として経験されるのであれば、現在の売春も「合意ある性暴力」であると考えるのであろう。両者の置かれる「抑圧的状况」を橋渡しするのは、売春差別ではなく、性暴力である。売春行為において性暴力の被害を認める点で「不平等説」と同じであるが、しかし恋愛や婚姻についてまで、同じように考えられるであろうか。以上と対立するもう一つの説明はこうである。被占領地で「性暴力の連続体」が拡張されるように見えるのは、戦時・準戦時時期に性的な行為の対象を広げる男性によって、被占領地の女性が強かんや買春の行為の対象と目されるからであり、その範囲を拡張できる理由は、売春差別にある。なぜなら被占領地の女性は家長制家族の外側にいて、さしあたりその「貞操」を保護する必要がなく、任意に性的な行為を加えてもよいとみなされるからである。つまり売春差別は、戦時・準戦時下で暴力化するものであり、そのため例えば女性を性奴隷化したり、強制的に性病検診の対象にしたりする。これは「性暴力の連続体」が拡張されるというよりは、売春差別の暴力性が増幅しているのである。それゆえ戦時・準戦時と平時を問わず、その「抑圧的状况」とは、売春差別の暴力性において差別の被害を受けることをいう。

か。「スーチャン(好きちゃん)関係」にある相手方からは『「遊興代金」を取らず、コンドームを用いさせず、『それを着けるのは商売するとき』であったと答えた「慰安婦」がいたと元日本兵が回想している²³。「性暴力の連続体」の応用論によれば、この関係と他の日本兵との関係は何も区別されず、どちらの経験も「合意ある性暴力」であったということになる。

(4) 売春差別に挑む方法 「性暴力の連続体」の応用論は、戦時・準戦時下の「圧倒的な非対称の関係」で行われる売春や恋愛・婚姻等の行為を、総じて「合意ある性暴力」であると認識することのできる方法論である。ここにその特徴があり、また問題点がある。それは個人の性的な行為の経験を意味づける方法論としてはあまりに一般的である。しかし、そのような方法論が、先行研究からの借用という以上に、必要とされた理由があった。「性暴力の連続体」の応用論の主要な関心は日本軍「慰安婦」制度にあり、それは特に朝鮮人「慰安婦」の「抑圧的状況」を説明するために導入されたのであった。しかし、以下に説明するとおり、これは失敗に終わったといわざるをえない。

従来の日本軍「慰安婦」制度の論じられ方には次のような問題点があったと指摘されている。「日本人『慰安婦』が不可視化されてきたことは、当事者の尊厳の回復を遅らせてしまっただけでなく、『慰安婦』制度という性暴力制度の成り立ちである、公娼制度からの展開という根源的な部分に迫れずにきたということである。身体をめぐる政治に介入しえない運動は、娼婦差別を克服できず、犠牲を生む構造を解消できない」と²⁴。「性暴力制度」とは家父長制の性別差別の性的に暴力的な権力構造を支える制度をいうと解するが、この指摘は「性暴力の連続体」の応用論を踏まえたものであるから、その趣旨は、違法であったとして廃止された売春制度(公娼制度)に「合意ある性暴力」の被害を認めれば、戦時の日本軍「慰安婦」制度にもそれを認めることができるということである。ただし後者の「抑圧的状況」の根は平時の売春制度にあるとされている。ともかく問題の焦点が売春差別にあるとされているのは注目せざるをえない。

上野は、日本軍「慰安婦」制度について4個の解釈枠組み、すなわち家父長

23 平井・前掲論文128頁。

24 木下直子『強制連行』言説と日本人『慰安婦』の不可視化』上野ほか編・前掲書82頁。

制パラダイム、「戦時強姦」パラダイム、「売春」パラダイム、及び「軍隊性奴隷制」パラダイムがあるとして、そのうち「売春」パラダイムについて次のように述べていた。それは「パラダイムそれ自体のなかに女性の『主体性』を含意することで、男性を免責する見方である。『売春する』女性はそのことでスティグマ化される。『醜業』に従事する女性は、存在自体が汚れているとされるのである。『売春』パラダイムは、本人の『意思』を問題にする点で一見女性の自己決定権を認めているかのように見えるが、その実、『売春婦』とそれ以外の女性とのあいだに分断を持ち込む」と²⁵。つまり、日本軍「慰安婦」制度を売春同様のものとみて許容する（「男性を免責する」）見方が「売春」パラダイムであり、これは克服の対象である。しかし注目したいのは、本稿が、売春差別を「貞操」と「淫らさ」の優劣関係から説明し、売春をする者の「同意」については売春差別を法的に合理化する（「男性を免責する」）ものと位置づけたのに対し、上野は、売春を「する」という「主体性」「意思」に売春差別（スティグマ化）の理由があると考えようである。いいかえれば「醜業」を選択することにおいて、その者の差別される理由があることになる。もちろん社会的にそのように仕組まれているから、そのようになるのであるが、そのように女性らが仕向けられているのでは必ずしもなく、それは主体的な選択の結果であると考えられている²⁶。

上野によれば、「『売春』パラダイムの差別性は、多くの元日本人『従軍慰安婦』から声を奪ってきた」。これに対して、そこにある『『任意性』をはっきり否定したのが『軍隊性奴隷制 (military sexual slavery)』パラダイム』であった。しかし、そのため後者では、「被害者の性的過去の無垢さや、抵抗の有無、経済動機の否定などが象徴的に動員され」、これに該当しない元「慰安婦」が沈黙させられてしまった。また、「強制と任意の区別を韓国人『慰安婦』と日本

25 上野・前掲書 118頁。

26 「語ることのできる性暴力被害と語ることのできない性暴力被害とのあいだに境界線を引くのは、エイジェンシーの有無である」（上野・前掲「戦争と性暴力の比較史の視座」10頁）。エイジェンシーとは「制約された条件のもとで行使される能動性」を指し、そして「語ることのできない性暴力被害の最たるものは売春である」（同11頁）。簡単に言えば、上野は売春の行為選択を理由にして差別されると考えるのに対し、本稿は売春に対する偏見に基づき差別行為が行われると考える。

人『慰安婦』とに対応させ、国籍による分断」が持ち込まれてしまった。前者は「性奴隷型」であるが、後者は「売春婦型」であるというように。それゆえ「軍隊性奴隷制」パラダイムは、一方で「韓国の反日ナショナリズムのために動員されている」が、他方で裏口から「売春」パラダイムを招き入れることになりかねない²⁷。つまり「軍隊性奴隷制」パラダイムは「売春」パラダイムを克服できないだけでなく、むしろ性的な「無垢さ」や「貞操」を重視する家父長制の性別差別を助長して、これと不可分の関係にある売春差別によって元「慰安婦」らを沈黙させることになる、というのが上野の見解であろう。

前述のとおり、朴裕河が、『朝鮮人慰安婦』とは、日本軍朝鮮人兵と同じく、抵抗したが屈服し協力した植民地の悲しみと屈辱を、身体で経験した存在である」と述べたのは、この問題意識が共有されているからであった²⁸。朴が、引用文のように述べたのは、ソウルの日本大使館前の平和の碑（「慰安婦少女像」）が、「聖少女としての純潔と抵抗のイメージ」を表現するだけで、「差別されながらも戦争遂行の同志だった記憶や許しの記憶」「日本に協力した記憶」「協力と汚辱の記憶」が消されていることを問題視する文脈においてであった。「同志」「許し」「協力」の記憶とは、具体的には、「日本の服を着せられて日本名を名乗らされて『日本人』を代替」したこと、「日本軍兵士を愛し、結婚」したこと、「死に赴く日本軍を最後の民間人として見送り、日本軍を自分と同じ運命に落ちた気の毒な存在とみなして同情」したこと、「軍が行く先々に『連れて行かれた』『奴隷』でありながら、同時に彼らの無事を祈っていた」ことなどを指す。また「汚辱」の記憶とは、家父長制の純潔主義から外れる（「聖少女」とはみなされない）女性の「性的に汚された」記憶を指す。そして朴は「大使館前の少女像は、協力と汚辱の記憶を当事者も見る者もいっしょになって消去した（まったき被害者）としての像でしかない」と述べる²⁹。それゆえ、本稿の前述の読み方は間違っており、朝鮮人「慰安婦」が経験した植民地の「悲しみ」とは、「少女」ではなくても「性的に汚された」こと、また植民地の「屈辱」とは「日本に協力し

27 上野・前掲書 119 頁、122 頁以下、129 頁以下。

28 金富子「上野流フェミニズム社会学の落とし穴」商学論纂（中央大学）58 巻 5・6 号（2017 年）121 頁以下。

29 朴・前掲書 153 頁以下。

た」ことを意味する。朝鮮人「慰安婦」は二重の意味の被害者（「戦時・準戦時性暴力の「屈辱」の被害者、かつ韓国社会の家父長制の性別差別の「哀しみ」の被害者）ではなく、「朝鮮人慰安婦が持つ矛盾」は「被害者で協力者という二重の構造」にある³⁰。それゆえ上野は、朴の議論を支持して、『自発性』や『協力』までを動員してしまう植民地支配の罪の重さ「彼女たちに降りかかった〈強制性〉の複雑さ」を考察すべきであると論じた³¹。上野によれば、朴の議論の功績は、「敵国の占領下における偶発的および組織的な強姦や、占領地女性を拉致して収容した占領地『慰安所』の『慰安婦』と、朝鮮人『慰安婦』との決定的な違いは、朝鮮が植民地状況下にあったこと」「植民地には武力を伴わずに行使できる権力の圧倒的な非対称性が、すでに動員前から埋め込まれていたこと」を明らかにした点にある³²。つまり「性暴力の連続体」の視座が打ち出されたのは、「見えにくくなった」「戦時強姦との連続性」を肯定して³³、さらに「国籍による分断」を回避しながら、『自発性』や『協力』までを動員してしまう」日本軍「慰安婦」制度の「〈強制性〉の複雑さ」を把握するためであった。

朝鮮人「慰安婦」の「自発性」と両立する「性暴力の連続体」の概念を用いれば、彼女らの置かれた「抑圧的状况」を「合意ある性暴力」の経験として説明することができる。こうして、その「自発性」を否定して純潔主義に傾きかねないと危惧された「軍隊性奴隷制」パラダイムが排斥される。つまり、いわば「性暴力の連続体」パラダイムは、元「慰安婦」が家父長制の性別差別や売春差別によって沈黙させられないようにするために必要であったのである。しかし、ここから重要な点であるが、上野は、前述のとおり、本人によって売春が選択されていることが、その差別される理由になる（ように仕組まれている）と考えていた。そのため、第1に、朝鮮人「慰安婦」の「自発性」や「協力」が強調されるならば、「売春」パラダイムによる沈黙化を阻止するどころか、第2に、

30 朴・前掲書 156 頁。ただし「被害者で協力者という二重の構造」は、「朝鮮人慰安婦が持つ矛盾」であるなどの同書韓国語版（2013 年）の記述は、元「慰安婦」9 名が名誉毀損にあたるとして損害賠償と出版禁止等を求めて提訴し、これを容認する仮処分決定が下されたため、他の 33 箇所とともに、2015 年 6 月に出版された韓国語版 2 版で削除されている（鄭栄桓『忘却のための「和解」』〔世織書房、2016 年〕9 頁以下、182 頁）。

31 上野・前掲 『『帝国の慰安婦』のポストコロニアリズム』248 頁。

32 上野・前掲 「戦争と性暴力の比較史の視座」25 頁。

33 上野・前掲 「戦争と性暴力の比較史の視座」7 頁。

むしろ真正面から売春差別を招き寄せてしまうことになる。

第1に、「自発性」や「協力」の強調というのは次の意味である。朝鮮人「慰安婦」と日本兵との「恋愛」については自発的な（強制されていない）ものと解される。そして朴や上野はこれを「日本に協力した」記憶の一つの代表例としてあげる。そのため、日本軍に協力を「した」のか「させられた」のか、つまり自発的な協力なのか否かでは、個人の経験として大きな違いが出てくることが全体としてなおざりにされる。そのため、客観的には「武力を伴わずに行使できる権力の圧倒的な非対称性が、すでに動員前から埋め込まれて」おり、協力は強制されたものであると論じられているとしても、主観的には、自発的に（進んで）協力して「慰安婦」をした、という趣旨のことを朴や上野が述べていると読めてしまう。例えば上野は、「被害者で協力者という二重の構造」は、「他国（台湾を除いて）の性暴力被害者にはない」と述べるが³⁴、ここでいう「協力者」は、客観的に強制された被害者の意味の協力者ではなく、主観的に自発的な協力者のことであろう。しかし、まさしく上野の「軍隊性奴隷制」パラダイム批判が示唆するように、「自発性」の有無は、明確に強制されておればそれを否定できるが、明確には強制されていないというだけで、主観的には迎合したのではなく服従させられたとしても、それが肯定されてしまうところに難しさがある。上野らの議論は、主観的には協力「させられた」のに「した」とみなされる屈辱のことを、客観的には「協力」の被強制性が認められるとするばかりで、しっかり直視する議論になっていない。これが、その経験を、あくまでも協力「させられた」ことであると認識している者を苦しめてしまう。

しかも、第2に、金富子によれば、前述のように上野が「売春」パラダイム等について論じた頃、すなわち「1990年代後半当時、人身売買や慰安所経営に関わった朝鮮人を『対日協力者』とみなす指摘はあっても、『慰安婦』被害女性を『対日協力者』とみなす指摘はなかった」³⁵。しかし、その同じ上野の論

34 上野・前掲『『帝国の慰安婦』のポストコロニアリズム』248頁。しかし「慰安婦たちにとって慰安所とは、基本的には逃げ出したい場所でしかなかった」（朴・前掲書83頁）。そうであれば、「慰安婦」は第一義的には「協力させられた」被害者であり、構造的にも単なる被害者であり、この被害者性に比肩する協力者性を、被害者としての諸々の行為の中から拾い上げることはできないというべきである。

35 金・前掲論文120頁。

考で次のことが述べられていた。すなわち、1997年の沖縄の慰霊の日、沖縄に強制連行された朝鮮人の遺族数名が「平和の礎」への刻銘を拒否したと報じる新聞記事を読んで衝撃を受けた。そこには「日本軍に協力した家族の子孫としてレッテルを貼られることを恐れる人々がいる。村の中でも不名誉な視線を浴び、縁談などにも影響が出てしまう」と書いてあった(琉球新報同年6月23日)。「強制徴用が『日帝協力』なら、『慰安婦』も同じ論理で扱われる可能性がある」と³⁶。一般的にはその「論理」を否定するのが「軍隊性奴隷制」パラダイムである。しかし、同パラダイムが「韓国の反日ナショナリズムのために動員されている」ことで、上野の指摘した可能性が現実化することを警戒したのであろう。これを朴が次のように展開した。朝鮮人「慰安婦」らが日本兵との「恋愛」という「あとの人生においてでさえ」「慰安所の苦痛をすこしは忘れさせてくれたはず」の「自分の大切な記憶を捨ててしまった」のは、「彼女たちの体験と記憶が、〈被害者としての朝鮮〉に亀裂を入れることを恐れた」「韓国社会の抑圧」のためであり、それは「彼女たちの体験を、民族の裏切り者の意味である『親日』と指さすのと同じくらい、暴力的なこと」である、と³⁷。そして今度は上野がこれを受けて、「戦後韓国で『慰安婦』被害の告発が遅れたのは、性被害のスティグマのみならず、『親日派』のスティグマがそれに重層していた」からであると「考えられる」と述べた。「性被害のスティグマ」とは、前述の家父長制の「民族の恥」言説による沈黙化を指す。これに対して『『親日派』のスティグマ』とは、フランスの「丸刈りにされた女たち」がそうであったように、「敵と寝た女」に対して制裁が加えられることを指す³⁸。それは家父長制の性別差別の下で韓国の元「慰安婦」らが、性的に汚されただけでなく、性的に乱れた女性とみなされて、明確に売春差別の対象として取り込まれることを意味する。その原因の一端が「軍隊性奴隷制」パラダイムにあると考えられている。

しかし、金によれば、「『慰安婦』被害女性を『対日協力者』とみなす指摘」は、

36 上野・前掲書132頁以下。

37 朴・前掲書83頁以下。

38 上野・前掲「戦争と性暴力の比較史の視座」20頁以下。「ドイツ占領下のフランスで、ドイツ兵の恋人だったり妻だったりした女たちが、戦後、共同体の制裁を受けて丸刈りを強制された」ことについては藤森昌子『丸刈りにされた女たち』(岩波書店、2016年)参照。

上野が始めたことなのである。「軍隊性奴隷制」パラダイムのなかった時代に、韓国の元「慰安婦」らが協力「させられた」という記憶とともに、「恋愛」などの「自分の大切な記憶」にも蓋をしていたのは、その「自発性」のゆえに、「敵と寝た女」とみなされて差別されることを恐れたからである。こう読み解くのが「性暴力の連続体」パラダイムである。なぜなら、「慰安婦」として日本軍への協力を選択したことに売春差別を招き寄せる理由があると考えられているからである。この議論は、「自発性」に強い意味を込めているため、『親日派』のスティグマなるものにより、元「慰安婦」らが、いわれなく不合理にも「敵と寝た女」とみなされうる、という趣旨の主張にとどまりえず、むしろその「いわれ」が元慰安婦らにある、と踏み込む見解なのである。もちろん「売春」パラダイムとは異なり、これは、日本軍「慰安婦」制度を売春同様のものとみて許容するものではないが、それを売春同様のものとみなす点では異ならない。それは公娼制度から展開したものであり、いずれにせよ「性暴力制度」であると考えられている。しかし問題は、公娼制度の下で売春をすることにも、日本軍「慰安婦」制度の下で「慰安婦」をすることにも、「自発性」が認められるとして、売春をしたり、「慰安婦」をしたり「する」ことは、その点で区別がなく、ともかく売春差別の被害を受けるという、売春差別の引き寄せ方にある。なぜなら、まず、元「慰安婦」らは売春差別にさらされまいとして沈黙してきたのに、「慰安婦」の行為にも売春差別を招き寄せるに足る理由（「敵と寝た女」になるという「自発性」「選択」）があったかのように論じているからであり、次に、しかし売春差別の理由は、売春をしたり、慰安婦をしたり「する」ことにあるのではなく、買春をする側の偏見塗れの性規範にあるからである。「性暴力の連続性」パラダイムとは、とんだ言い掛かりというべきなのである。たしかに公娼制度と日本軍「慰安婦」制度は「性暴力制度」である点で同じであり、いずれにせよ売春差別と不可分であるから、元「慰安婦」らにも売春差別の被害が及びうることは否定できない。しかし後者は戦時期の軍隊のための制度であるから、売春差別の暴力性の現れ方、例えば性的な行為を加える男性側の行為のあり方等において、両者は異なってくる。そこから「慰安婦」を経験することと平時に売春をする経験との異同を認識することができるし、また、その両者で異なる部分を明確にしなければ、朝鮮人「慰安婦」の置かれた「抑圧的状

況」を仔細に認識することはできないのである。

「性暴力の連続体」パラダイムは総じて「合意」に「暴力」を認識するので、「軍隊性奴隸制」パラダイムと同様に、日本軍「慰安婦」制度を「性暴力制度」と理解することができる。両者の違いは「自発性」の位置づけにあるが、しかし「性暴力の連続体」パラダイムの主眼は、例えば朝鮮人「慰安婦」の「恋愛」の条件の解明といった「自発性」研究にあるのではなく、「軍隊性奴隸制」パラダイムでは「自発性」が否定されているとして、これを批判することにある。そのため朴は、平和の碑が「少女像」として表現されたことについて、「少女の数はむしろ少数で例外的」であったとみなし、それは同パラダイムにある純潔主義の所産であるともいうように、それを批判したのであった。しかし、その碑は「未成年者の徴集が多かった事実」をふまえて制作されたのであり、この事実は「日本『内地』とは異なる、植民地支配下の朝鮮人『慰安婦』徴集の重要な特徴」であると指摘されてきたことであった³⁹。そうであれば、あえて「少女像」を純潔主義に関連づけるのは、「植民地支配の罪の重さ」「強制性」の複雑さ⁴⁰をかえって認識困難にしてしまうであろう。

同様に上野も次のように述べていた。「沖縄の米軍による強姦事件でも、1995年の『12歳少女』の被害は県民の激昂を引き超したが、その前年の『19歳女性』の被害は、問題とならなかった」。なぜなら「県民の怒りは被害者の無垢を象徴として結集され」たからである、と⁴⁰。しかし、まず、沖縄では米軍による性犯罪は被害者の年齢を問わず問題になるから、「19歳女性」のことも知られる事件になったことを認識すべきであろう。次に、例えば13歳未満の者に対する性犯罪が暴行や脅迫を要しないのは、より厚く要保護的であると解するからであるが、それは年少者のほうが攻撃に対して脆弱であるからであって、「無垢」であるからではない。同様に1995年の事件が大きく政治問題化したのは、基本的には、相対的に弱い者、厚く保護されるべき者が、3名の軍人の圧倒的な力で被害を受けたからであった。

『慰安婦』がいわゆる『商業的』女性と自身を区別するのも「差別的視線

39 鄭・前掲書 43 頁以下。朴・前掲書 106 頁。

40 上野・前掲書 126 頁、同・前掲『『帝国の慰安婦』のポストコロニアリズム』252 頁。
1995 年の事件については森川・前掲書 24 頁以下。

の所産」であるから、「自発性」が認められる点で両者に区別はないとする。あるいは「軍隊性奴隷制」パラダイムが被害者性を強調すれば純潔主義に傾いて売春差別を招き入れかねないから、「協力者」であったと指摘する。「性暴力の連続体」パラダイムは、こうしてそれぞれに認めうるとされた売春差別の芽を摘んでいるつもりかもしれないが、そもそも、その認識（「慰安婦」と「商業的」女性の区別は「差別的視線」の共有によるものであり、また、「軍隊性奴隷制」パラダイムは純潔主義に傾くという認識）は予断に基づくのであり、これでは売春差別に挑んでいることにはならない。というのも、あらためて述べるまでもなく、日本軍「慰安婦」制度を売春同様のものとみなし、また、「少女像」に純潔主義を読み込むことにこそ、売春差別の助長行為を認めることができるからであり、批判の対象とすべきは、この種の差別的表現行為なのである。反対に日本軍「慰安婦」制度と売春制度とでは売春差別の暴力性の現れ方に違いが出てくることを認識し、また、平和の碑が表現することを正しく理解することが重要である⁴¹。

(5) 売春と恋愛 「自発性」を認めたからといって、「本人が置かれた抑圧的状况」を否定することにはならない。この命題自体は一般的に了解可能であり、日本人戦争花嫁に対する偏見を考えれば具体的にも了解できる。問題は、その「抑圧的状况」があるとするために、その「自発性」のある性的な行為が「合意ある性暴力」であらねばならない必然性はないということである。「抑圧的状况」においても性的な行為の意味が抑圧的な色に染まるとはいえないし、問うべきは売春差別の暴力性であると思われる。占領期日本で、占領兵と日本の女性との間で行われた「レイプ／売買春／恋愛／結婚」に「性暴力の連続体」を認める見解の問題点を以下に列挙する。

第1に、沖縄の売春では、米軍構成員を相手方とするそれと沖縄の住民を相手方とするそれは、明確な境界線を引かれて存在していなかったことである。これは占領期の京都でもおそらくそうであり、『街娼』（竹中勝男、住谷悦治編、有恒社、1949年）に収録された延べ90名の調査協力者の手記等を全体としてみ

41 キム・ソギョン、キム・ウンソン『空いた椅子に刻んだ約束』（岡本有佳訳、世織書房、2021年）32頁以下。

れば、経験は混在している⁴²。つまり売春をする者の経験としては、占領兵を相手方とする売春とその他の売春は切り離されておらず、その拮がりをもって「抑圧的状况」、すなわち売春差別における暴力性があったと考えられる。

第2に、被占領地の女性は、占領者から強かんや買春等の性的な行為の対象と目されることによって、売春や性病の疑いをかけられて検挙や検診の対象とされ、さらに刑罰を科されるなどして、これらを否定的なこととして経験する。それらは「合法的な性暴力」であると指摘されている⁴³。それらは占領者が権力を行使して売春差別を助長し、女性らを傷つけ貶める行為である。したがって、それらの経験も性犯罪の被害や売春の経験と結びついて、その「抑圧的状况」を表しているといわねばならない。例えば「パンパン狩り」は、ミスキャッチ（性病検診のための誤認検挙）を織り込んだ人権侵害行為であり、多くの女性が「幌のないジープで」「回り道をしながら警察署に連行される間」「陳列されるという侮辱」を受けた⁴⁴。そして、このミスキャッチが社会問題化すれば、売春をする者がますます沈黙させられた⁴⁵。なぜなら、まず、売春をする者と疑われた者（被占領地の女性）を性病検診目的で（占領軍のために）検挙することが差別的であり、次に、「パンパンではないのにキャッチされた」という訴えが、その半面で売春差別を増幅するからである。こうして売春差別の暴力性が顕在化した。しかし、これらは個々の占領兵との性的接触の経験ではないため「性暴力の連続体」からはひとまず除外される⁴⁶。

第3に、占領兵と恋愛や婚姻をした女性の置かれた「抑圧的状况」について

42 『性暴力問題資料集成』第2巻（不二出版、2004年）103頁以下。例えば口述書 No.13の女性は生活苦からキャバレーで働き始め、そこで米兵から強制的に性交されて、その対価として50円を差し出されたが、「そのために自暴自棄になったというわけではありませんが、経済的にも困るので」、日本人相手のクラブで売春をするようになり、やがて大阪の既婚男性に身請けされたが、その関係も続かず、その後は職を転々としたと述べている（『街娼』217頁）。また、口述書 No.116の女性は、45歳の呉服屋さんと関係したことがきっかけで「〇〇〇〇人、××人、日本人を相手に一晩約二千円の収入を得る様になりました。間代は一日に百円とられます。今度の検挙で三回目ですが、今迄二回淋病に罹りました。大てい××人から移されたものです」と述べている（同258頁）。

43 茶園・前掲『パンパンとは誰なのか』181頁以下、221頁以下。

44 茶園・前掲『パンパンとは誰なのか』194頁。

45 茶園・前掲論文147頁以下、同・前掲『パンパンとは誰なのか』60頁以下。

46 茶園は『もうひとつの占領』でも、強制的性病検診は性暴力であると指摘しているが（188頁以下）、「性暴力の連続体」との関係については説明がない。

である。戦争花嫁に対する日本社会の偏見については、「家制度に従わずに個人として主張し選択し行動した少数派の戦争花嫁」が、男性主体のジェンダー秩序を崩壊させる脅威の象徴として、売春に関連づけられて、非難の対象にされたと指摘されている⁴⁷。同様にG Iと交際する女性についても、「敗戦国のおとこたちにとって、『われわれ』のおんなたちが異文化のおとこたちに奪われてしまったようにみえても、そうではない。敗戦国のおんなたちは、異文化のおとこたちとコンタクトすることで、自身に未知数の可能性があることや、自分のことは自分で決めることがえきることを知っていくからだ。」「もはや彼女たちは、『われわれの』おんななのではなく、敗戦国のおとこたちの理解の範疇を超えた、おんなになっていく」と指摘されている⁴⁸。ここに日本の男性らが彼女らを「パンパン」とみなして侮辱した理由があった⁴⁹。しかし、これは占領兵との性的接触における「性暴力の連続体」の概念では考察できない問題である。

そのためであると思われるが、茶園敏美は、戦争花嫁について、占領兵と結婚に至った女性はそのロマンスを公に語るができるが、結婚に至らなかった女性はそうではないと述べた。戦争花嫁は「GHQから結婚を正式に認められた女性たちであるがゆえに、スティグマ化されない」が、後者が語れば『元パンパン』というスティグマを社会から負わされてしまうから」である、と⁵⁰。つまり、それが公に語られうる理由についてはともかく、婚姻に至れば語られうるのであれば、その恋愛や婚姻の経験については、少なくとも沈黙させられていないということであり、この限りでは恋愛や婚姻の経験を「性暴力の連続体」の中に含める必要はない。茶園が「占領兵と占領地女性とのレイプ／売買春／恋愛／結婚は、性暴力連続体であることも多い」と述べるのは、その趣旨

47 河原崎・前掲論文5頁、10頁。

48 茶園・前掲『パンパンとは誰なのか』95頁。

49 茶園・前掲『パンパンとは誰なのか』92頁。手元の辞書によれば「パンパン」は第二次大戦後に広まった語であり、街娼を指すが、茶園は、「敗戦後の日本で占領兵と性的な関係を結んだ女性たち」または「G Iに性的サービスを提供するおんなたち」のことを「世間では」「パンパン」と呼んでいたと説明している（茶園・前掲論文167頁、同・前掲『パンパンとは誰なのか』33頁）。

50 茶園・前掲『もうひとつの占領』149頁以下、同・前掲論文167頁。

であろう⁵¹。

しかし、これでは戦争花嫁にとっての「抑圧的状况」（「性暴力の連続体」上にある「合意ある性暴力」の経験）はないものとされてしまう。それゆえ茶園は、戦争花嫁が売春に関連づけられるとき、「戦争花嫁は社会的に受容される経験以外の経験を語るができなくなる」ので、「戦争花嫁もこの性暴力連続体上を行きつ戻りつしながら、その状況をなんとか生き抜いた女性であることを意識すること」が必要であり、これによって彼女たちは「社会に受容された経験からこぼれおちた経験」を語るができると述べる⁵²。これまでの戦争花嫁の語りは「合意の関係」に回収された範囲内のものであったという趣旨であろうか。

ある意味でそうであると思われる。というのも、婚姻に至ったか否かを問わず、結局のところ『元パンパン』というスティグマが問題なのであれば、占領兵との恋愛を公に語りうるか否かは、売春から切り離してその経験を語りうるか否かに左右されてきたということである。恋愛をして婚姻をしたが売春もしたという経験や、恋愛はしたが売春はしていないという経験は、ほとんど語られていないということであろう。

しかし、恋愛をして婚姻をしたが売春はしていないという従来の語りや、その本人の置かれた「抑圧的状况」を語り尽くしていないということにはならない。自分の経験した恋愛と婚姻が、自分の経験していない売春と同じように、「性暴力の連続体」上にあるものとして語られねばならない理由は、ないと思われる。「性暴力の連続体」の概念は、「合意ある性暴力」の経験を具体的に認めうる範囲で用いるにすぎず、戦時・準戦時下の概して非対称の性的接触であるならば応用できるというものではなかったというべきである。

第4に、「性暴力の連続体」の概念は、現在の沖縄で米軍構成員を相手方とする恋愛や婚姻に対して用いるものなのかという点である。一方で「本人が置かれた抑圧的状况」の点からすると、施政権返還の前後を通して、この種の経験には継続性が認められるが、他方で以前と比べて若い世代では「女性たちの高学歴化と経済的な裕福さから、『夫だけが頼り』という夫に過度に依存し

51 茶園・前掲『もうひとつの占領』124頁以下、茶園・前掲論文162頁。

52 茶園・前掲『もうひとつの占領』158頁以下。

た結婚は少ない」とされる⁵³。つまり米軍が長期間駐留する沖縄では、米軍構成員を相手方として恋愛や婚姻をする者が直面せざるをえない「抑圧的状况」が変わらずにあるとはいえ、現在は、個別の性的接触の機会にそれが直ちに一方から他方への抑圧的な力となって作用するとは必ずしもいえなくなっており、当事者間で優劣・強弱の非対称性が成立するとは限らない。もちろん売春をきっかけとする恋愛や婚姻がなくなったと述べるのではないが、恋愛や婚姻を「性暴力の連続体」の中に収めて、それらを「合意ある性暴力」として意味づける方法は、多くの当事者らの共感を得られないであろう。しかし、その「抑圧的状况」は解消されねばならない。それは基本的には日本人戦争花嫁に対する偏見と通底する問題であるが、沖縄では現代的な課題でもある。この種の沈黙させられた声は「歴史」の中に復権させれば足りるというものではない。そして、その沈黙させられた声を聴き取るために、「性暴力の連続体」の概念を用いて、その恋愛や婚姻を「合意ある性暴力」であると意味づけることは、適当ではないのである。

本論から外れるが、在沖米軍構成員の男性との婚姻については、その夫婦の日常生活を主題とした人類学の調査結果が「沖縄軍人妻の研究」という表題で刊行されている(宮西香穂里著、京都大学学術出版会、2012年)。研究目的で基地内への立入許可を得て、結婚前セミナーに参加観察するなどして、米軍の家族支援制度等を紹介しているのは貴重である。しかし、その問題意識が次のように説明されており見過ごせない。「沖縄での『外人』とは、まさに米軍兵士を意味している。そして米軍兵士とは、沖縄の人々にとって沖縄戦以後、自分たちを苦しめ痛めつけてきた存在でもある。したがってそんな『外人』と結婚している女性は自分たちの敵なのである。[改行] そうだとすれば、『外人』と呼ばれる米軍兵士と結婚している多くの沖縄女性たちは、肩身の狭い思いをして生きているのではないだろうか。沖縄で軍人妻として生きるということはどういうことを意味するのか。一方、米軍兵士や米軍関係者は、どのような生活を沖縄で送っているのだろうか。」と(同書 i 頁)。そして著者は「沖縄『基地問題』を考えるとすることは、加奈子のような存在 [「もし夫がイラクに行き、人を殺さなければならなくなったとき、

53 澤岬悦子『オキナワ・海を渡った米兵花嫁たち』(明石書店、2000年) 205頁以下。

どうしてあげたらいいんだろう」といった「思いを抱えて生きる軍人妻」のこと」を認めることから始まるのではないだろうか。それは、軍隊は独身男性からなる暴力的集団だという既存の軍隊への固定観念に対して疑問を抱くことでもある。それは、軍隊や米軍基地から遠く離れたヤマトウンチュ（本土出身者）だけではなく、ウチナンチュ（沖縄出身者）にも必要なことではないだろうか」と最後に問い直し、それゆえ「わたしは、本書を通じて軍事や政治に偏らない米軍基地と沖縄の人々との関係を考察しようとした」と述べる（同書 301 頁）。

しかし、第 1 に、「沖縄軍人妻」というのは著者の造語であり、内容的にも同書は「沖縄における軍人の妻」とその「軍人の夫」に関する研究であるが、米軍構成員と婚姻した沖縄の女性を指す呼称としてはまったく実体のないところで、あえてその呼称を意図するかなのような表題が扇情的に用いられたことは、差別に関する内容が扱われているだけに残念である。第 2 に、著者によれば、沖縄の人々は、米軍構成員と婚姻した女性らを「自分たちの敵」とみているのであるが、たしかに彼女らにおいて自分たちが敵視されているという受け止め方があるという趣旨であれば首肯できる。なぜなら戦争花嫁に対する日本社会の偏見は沖縄社会にもあるからである。しかし、もっぱら基地被害の裏返しとして、その敵視があるかのように記すのは明らかに誇張であり、しかも同書は両者の関係を実証しようとはしていない。女性の権利擁護の観点からすれば、基地被害として米軍人らの性暴力を問うことと、在沖米軍構成員と婚姻した女性らの置かれた「抑圧的状况」を問うことは矛盾しない。その間に出生した子の支援は母親の支援でもある⁵⁴。たとえ支援に際して「妻子を遺棄し本国へ異動する無責任な男性」という米兵像が強調されたとしても（同書 4 頁）、それは実際にそうした場合が少なくなかったからであり、ここから、その米兵像が妻の側にも跳ね返って「敵」とみられている、ということにはならない。第 3 に、著者によれば、沖縄の人々は、米軍のことを「独身男性からなる暴力的集団だ」とする固定観念をもつのであるが、米軍は戦力であって、基本的に暴力を行使する集団であると認識することに誤解はないし、また、多くの米軍構成員（家族を含む）が基地外で生活している沖縄で、米軍が、独身男性からなる集団であると思われ込められているとは考えられない。第 4 に、軍事や政治に偏らずに、個々の米軍構成員と沖縄の人々との関係を考察することはできるが、「軍事や政治に偏らない」「米軍基地

54 親川裕子「マイノリティ女性 差別の交差性についての一考察」沖縄法政研究 24 号（2022 年）1 頁以下。

と沖縄の人々との関係」がありうるとするのは著者の独断ではなかろうか。反対に、「加奈子のような存在」を認めるとき、「米軍基地と沖縄の人々との関係」は「軍事や政治」を明確に意識して、色濃く関連づけて考察されねばならない⁵⁵。

最後に、茶園が「性暴力の連続体」概念を応用しているのは、実際には、同一人物がレイプされ、売春し、恋愛し、婚約するなどの複数の経験をする場合に限られており、ここではレイプの経験や「合意」ある性的関係の経験が「性暴力の連続体」となって線上に並んでいると予め想定されている。しかし、はたしてそれらは個々の女性の中で本当に「連続体」上にあることとして経験されたのか、と問い返さねばならない。

例えば茶園が紹介する「アン」（前掲『街娼』223頁の口述書 No.29の女性、1928年生）は、彼女をレイプした占領兵のオンリーになった。レイプされたときは「そうしたことでお金など貰うことを知らなかったし、もちろんお金を貰わなかった」が、「その後、経済的に困ったときは、その〇〇からお金を貰って関係をつづけてきた」と⁵⁶。また「ナナ」（前掲『街娼』212頁の口述書 No.8の女性、1929年生）は、レイプした占領兵とは別の占領兵と交際をしているが、レイプした占領兵から街中で追いかけられたことがあり、それは「私にお金をやろう」としたからであると知らされた⁵⁷。これらの語りは次のように読み解かれる。「やがてレイプ被害者が『学習』して、事後的な金銭授受から事前の金銭授受に変えたとしても、それが『金を払って行われるレイプ』であることに変わりはない」と⁵⁸。事後的な金銭授受とは、強かんを買春にすり替えるため、加害者が被害者に事後的に金銭を差し出すことをいう。強かんと売買春は「性暴力の連続体」としてあるという趣旨である。たしかに犯人＝買春者からすればそうで

55 米軍人と婚姻する日本人女性は、その配偶者を「一人の人間として受け入れ」「その人自身に迫るつきあいを実践する」（宮西香穂里「越境に生きる日本人女性たち」田中雅一ほか編『コンタクト・ゾーンの人文学 第1巻』[晃洋書房、2011年] 254頁）。このことが特筆されるのは、その婚姻生活が「軍事や政治」の問題と切り離せないからである。「軍事や政治に偏らない」個人間の関係性を記述することに意義があるとすれば、それは、その関係性が「軍事や政治」に強く影響されざるをえないからである。

56 茶園・前掲論文 154頁、163頁以下、同・前掲『もうひとつの占領』64頁、126頁以下。

57 茶園・前掲論文 155頁、同・前掲『もうひとつの占領』65頁。

58 茶園・前掲論文 155頁、同・前掲『もうひとつの占領』66頁。

あろう。強かんと買春には互換性がある。

しかし、被害者にとって、事後的な金銭授受によって強かんが売春を意味することにならないのであれば、その後の売春が「金を払って行われるレイプ」として経験されるとは一概にいえないであろう。それらの経験は、ライフヒストリーとしては、レイプに遡りうるが、レイプに意味づけられて積み重ねて経験されたことであるとは決めてかかれない。実際に「アン」が訴えているのは、「無理やりに貞操を奪われた」ことと、「病気は持っていない」という病院の証明書を示したのにキャッチされるという性病検診の横暴さのことである。しかも「アン」は、「私らのような、only one で、病気を有っていない者と、ホーハウス（淫売屋）のものとを区別して、検診カードを与えてほしい」と述べている。茶園が述べるとおり、これは「パンパン」ではないという調査員向けの「アピール」であろう⁵⁹。つまり彼女が、オンリーとしての占領兵との交際を売春（「パンパン」のすること）と認識しているのかは、定かではないというべきなのである。

しかし茶園にとってそれが売春か恋愛かは、実は重要ではない。なぜならその「合意」のある性的関係が、「合意ある性暴力」でありさえすれば、そこに「抑圧的状况」を生き延びようとする「生存戦略」をみてとることができるからである。つまり、ここでは「性暴力の連続体」の概念は、「合意」のある性的関係に「生存戦略」をみてとるために、必要であるにすぎない。茶園にとっては、売春や恋愛が、圧倒的な非対称の全体状況（占領）において行われておれば足りるのである。ただし、そのためには「合意」のある性的関係は、「合意ある性暴力」として経験されているのでなければならなかったのである。しかしながら「性暴力の連続体」の概念が用いられるまでは、次のように考えられていたのである。「G I とのコンタクトを、性暴力を振るう者／振るわれる者、性病をうつす者／うつされる者といった二分法でみてしまうと、かつてG I と交際していたおんなたちが楽しかったことも苦しかったことも含めて、自身の経験を語るのをためらってしまうのではないかとおもう。そう考えると彼女たちが声を挙げにくい原因を作っているのは、彼女たちのことを記述するわたした

59 茶園・前掲『もうひとつの占領』127頁。

ちにも無関係ではない」と⁶⁰。彼女らの沈黙は売春差別の効果であり、その沈黙に「抑圧的状况」があるのであるから、この指摘は重要であった。

(6) 有罪判決取消嘆願書の検討 この問題点(「性暴力の連続体」)の応用論による沈黙化)を売春と婚姻の關係に即して検討しておく。婚姻を、過去に遡って売春にまで辿れば、それらは売春をしていた者の婚姻となり、連続した経験であるように見えてくる。以下で紹介するのは、アメリカ統治下の沖縄で、その遡及を制度的に強いられた女性らの記録である。犯罪歴のある者が米軍構成員と婚姻の手続きを進めるためには、その記録を抹消する必要があり、有罪判決取消嘆願書を提出させ、民政副長官(後の高等弁務官)の再審権(または恩赦権)に基づき、これを取り消す運用がなされていた(布令144号1.3.6.4条、なお同条は1958年7月改正7号により削除されたが、1957年行政命令10713号11節a項に「高等弁務官は、刑の執行を延期し、減刑し、及び赦免をなす権限を有する」とある。また1952年布告12号「琉球民裁判所制」5条3項に「琉球民裁判所の判決決定及び命令を再審、認可、差し戻し、停止、軽減、免除、若しくは取消す終局の権限は民政副長官に保留されその裁量に依り行使される」とある)。記録上確認できたのは、15名の女性(22～30歳)が、1952年から1958年の間に受けた裁判で言い渡された延べ18件の有罪判決について、1957年から1961年の間に取消決定を受けたことである。18件のうち8件(7名)が売春罪または売春未遂罪であり、残りの10件のうち5件も売春に関連すると考えられる事件である(Cの軍窃盗罪等、E、H及びIの基地立入罪、Eの何らかの取締法違反の罪)。もちろん、売春の機会に婚姻相手と知り合ったと嘆願書で振り返る者はいない。

むしろ婚姻が認められるのであれば、売春の犯罪歴が取り消されるのは好機と捉えられたであろう。在留許可証明書不携帯罪の犯罪歴があったDは、嘆願書で、それだけのことで婚姻できないとすれば不合理である旨を物怖じせず記す。また、軍窃盗罪の犯罪歴のあるGは、この種の行為は他の人もしていた何でもないことであると事件時から考えているようである。それらの行為をしたことは、もともと、有罪判決を取り消して、強いてなかったこととされねばならないような経験ではない。しかし売春の犯罪歴は、それだけのこととは言

60 茶園・前掲『パンパンとは誰なのか』166頁。

い放てない重みがあり、向き合い方はそれぞれであるが、それなりの肉声が聞こえてくる。共通しているのは売春の過去を消し去り、婚姻後の新しい生活を送らせてほしいと訴える点である。例えば売春罪または売春未遂罪の有罪判決を取り消された 7 名のうち 4 名は、過去の犯罪事実を肯定する。その上で、F と J は「過去の事は一切洗流がし」「過去の事は一切取去り」、「今後良き米市民として」再出発をしたいと記す。また売春未遂罪の犯罪歴のあった K は「一時の過失にしる罪のそしりは免れませんがこの結婚を機会に一層更生に努力」と誓っている。そして N は「一度犯した罪でもそれを悔い改め正しい道を踏んでいる現在こそ人としての真の価値と尊さのあること」とであると婚姻相手から聞かされたので、婚姻を決心したと述べる。これに対して他の 3 名は、売春の犯罪事実自体を否定する。その真偽は不明であり、裁判記録と読み比べれば、むしろ嘆願書の内容は苦しい弁解であるという印象を受ける。例えば B は、1953 年 5 月 5 日に胡差治安裁判所で売春罪の有罪判決を受けたが、それは婚姻の約束の下に行われたことであり、受け取った金銭は「好意でくれたもの」であり「性交の対価」ではなかったと述べる。しかも、この事件と同じ 1953 年頃に現在の婚姻相手と知り合ったというのであるから、そこでも売買春の関係があったのではないかと推測したくなる。しかし、B としては、こうした推測に対して予防線を張りたいと考えて、事件時の相手とも、現在の婚姻相手とも、婚姻を前提として交際をしてきたと述べたかったのかもしれない。

同様に、売春を疑いうる犯罪事実を有する者は、過去を売春に関連づけられまいと努めている。例えば 1959 年 9 月 8 日に 2 個の有罪判決を取り消された C は、1954 年 5 月 5 日に米国民政府那覇簡易軍事裁判所で軍窃盗罪等の有罪判決を受けている。事件当時の職業はバーの女給であり、犯罪事実は、基地内の兵舎で一晩を過ごし、米軍人の私物を窃取するなどしたというものであるが、おそらくそれは売春の対価をえられなかったからである。しかし、C は、嘆願書では、お金を借りるために訪問したが借りることができなかったので、私物を持ち帰り、持ち主の来訪を待つことにしたと説明している。さらに C は、1953 年 9 月 24 日に胡差治安裁判所で「米人との混血児満 2 才」を遺棄したとして有罪判決を受けていたが、これについては一言も触れていない。また、1957 年 4 月 9 日に米国民政府那覇簡易裁判所で基地立入罪の有罪判決を受け

たHは、嘆願書で、アメリカ人から買い物に誘われて車に乗り、どこを車が走っているかも分からないまま、基地内に連れて行かれたと説明しているが、裁判記録には“a well-known prostitute”と記されている。しかし「彼の献身が過去の傷をきれいに洗い流してくれた」。

このように占領者の記録は、いずれにせよ婚姻を過去の売春に結びつけるが、当事者らはそれらが切り離されることに希望をみている。もちろん婚姻後の生活に苦勞がなかったとはいえないであろう。しかし、そうであるとしても、売春と婚姻は連続体上にある「合意ある性暴力」の被害として経験されており、彼女らは「性暴力連続体上を行きつ戻りつしながら、その状況をなんとか生き抜いた」という人生を送ったことにはならない。少なくとも「合意ある性暴力」の経験を積み重ねるために婚姻の手続を進めたのではないであろう。前述のNが売春の犯罪事実を受け止めることができたのは、「正しい道」を歩もうとしているからであり、「性暴力の連続体」の概念を用いて、この「自発性」に売春の過去に連なる「合意ある性暴力」の連続体を認めようとするのは、占領者の視線で過去に遡及して欠格事由の有無を明らかにしようとするのと同じであり、事実上、売春差別の理由を探しに行くようなものであり、無言の拒絶にはね返されるであろう。

もともと茶園は、「パンパン」と侮蔑して呼ばれた女性たちが「G Iと過ごした親密な時間」に注目し、「たとえ、金のための仲に見えても」「豊かな関係を紡いでいくという視点で」、その人間関係を捉え直したいと述べていた⁶¹。茶園が紹介する「蘭」（前掲『街娼』247頁の口述書No.85の女性、1922年生）は、「×・×について一年に」なるが、結婚するつもりはない。「六畳一間一〇〇〇円で下宿しているのですが、やはり辛い生活です。一ヶ月凡そ二万円位はくれるし、色々の品物も持って来てはくれますが。」「八〇〇〇円以上で雇ってくれる職があったら、現在の生活にはあっさりおさらば致します。結婚は望む事が無理ですが、出来れば真面目な人と結婚し度いです。」「□□□□人と結婚しよう等と云う気は全然ありません。つき合っって一緒に寝て居れば、自然に情がうつるのは当然の事ですが。」と述べている。この語りには売春と恋愛の境界の揺らぎ

61 茶園・前掲『パンパンとは誰なのか』21頁、23頁。

があるという⁶²。それは「金のみの中」から「豊かな関係」への揺らぎであって「性暴力の連続体」ではない。「蘭」が、結婚はしたいが望むことも無理であろう、と述べるのはたしかに「抑圧的状况」に置かれているからである。しかし一年の交際期間中に暴力を振るわれているのでなければ、「六畳一間」で「一緒に寝て居れば」、そこにあるのは「圧倒的な非対称の関係」ではなく、またそれは近代的意味の恋愛でもないであろう。むしろ同時一緒に同じように行われるそうした相互行為から相利的に等しさの価値がつけられていくのである⁶³。

(7) 記録に関する補足 琉球列島米国民政府で行われていた有罪判決取消手続については、その運用期間や根拠法令等について十分に調査できておらず不明のことが多い。婚姻目的の他には南米移民の目的で取消嘆願が受理され有罪判決が取り消されている。なお、例えば最初の A の手続に関する収録文書は①民政官の有罪判決取消決定書（英語）②公安局発・民政官宛の有罪取消決定に関する処分結果票（英語）③婚約者である米軍人の所属部隊長の証明書（英語）④琉球政府行政主席発・民政官宛の嘆願書送達書（英語）⑤嘆願書（英語）⑥戸籍謄本（英語）⑦琉球政府法務局の照会に対する琉球上訴検察庁の前科調書（英語）⑧事件記録として告発状・公判記録（英語）である。

婚姻手続の進め方については、1949 年 9 月 24 日付の GHQ FEC, Circular No.51, Subject: Marriage of Military and Civilian Personnel によるものとされており、婚姻の許可申請にあたって、当事者双方について感染性の性病、感染力のある結核及びその他重大な感染症に罹患していないことの検査結果を記した医師による診断書（6 条 c 項 11 号）を要するとされていた。そして同回送状が翌 50 年 9 月 29 日付の AIX-E 291.1, Subject: Oriental War Brides (Public Law 717) により改正され、次の 6 条 d 項が追加された⁶⁴。

6d 婚姻の申請は、婚姻をする外国人が 1946 年の米国法 8 号 136 条の規定による条件を満たすことを証明するに足る資料を添えて行わなければならない。同条は心神喪失者 (idiots)、心神耗弱者 (imbeciles)、貧困者 (paupers)、結核等の罹患者 (tubercular

62 茶園・前掲『バンバンとは誰なのか』120 頁以下。

63 森川・前掲書 151 頁。

64 Folder 8, Box No.299 of HCRI-LN, 沖縄県公文書館資料コード U81101453B。

or other diseased persons)、精神または身体の障害者 (mental or physical defectives)、徴兵忌避者 (draft evaders)、犯罪者 (criminals)、複婚者 (polygamists)、売春をする者 (prostitutes)、売春周旋者 (procurers or pimps)、契約労働者 (contract laborers)、公費負担者 (public charges)、強制送還されたことのある者 (people previously deported) 及び文盲者 (illiterates) の入国を禁止する。

*本研究ノート(5)は科研費基盤研究 C22K00906A (代表者若林千代) の成果の一部であり、内容に関する責任は全面的に執筆者にある。

(1) C-365-52 A (26 歳)

1958年6月2日有罪取消決定。婚姻相手は第13工兵大隊(歩兵師団)(Engr Bn (Inf Div))司令部中隊(Hq & Hq Co)所属の軍曹(Sgt)。嘆願書でAは、基地内売店の売上代金3.5ドルで自己のセーターを買ったために窃盗未遂で刑を科されたと記すが、1952年11月26日の裁判手続の記録では、レジの20ドルをB円に両替しようとしたとして有罪判決を受けている。告発状に記載された被疑事実も後者である。

(7)有罪判決取消嘆願書(原文英語)

1958年1月27日

主題：犯罪歴について再考を求める嘆願

琉球高等弁務官 殿

差出人：氏名 A 1931年11月*日生

本籍 沖縄県那覇市**町*丁目*番地

現住所 沖縄コザ市宇安慶田*番地

私こと、上記氏名の者は良心に従い次のとおり陳述し、もし許されるならば閣下のご理解とご同情を賜りますことをお願い申し上げます。

1952年頃、私がPXで働いていたとき、親切な兵隊や民間人が、ときどき私に洋菓子などをくれました。私の給料は何とか暮らしていけるだけのもので、服などを買うには足りませんでした。また、私は、親切心から与えられた洋菓子は自分のものだと思っていました。

だから私はそれを食べないでとっておき、後でそれを3.5ドルで売り、そのお金でセーターを買いました。しかし、私のしたことがばれてしまい、窃盗未遂をしたという理由

MPIS の CPL D. Jones が宣誓し、次のとおり証言した。日付は定かでないが、約 3 週間前、被告人はライカム PX のキャンディー売り場で雇われていた。約 3 週間前、被告人はレジから 20 ドルを取り、そのまま軍票を所持すれば捕まってしまうので、これを円に両替しようとした。しかし、その日は両替ができなかったため、被告人は、それを食品売りの女子店員**ヨシコに渡した。ヨシコは、それがいけないことであると知っていたので、その 20 ドルをキャンディー売りのレジに戻した。そしてヨシコはこの件を PX の管理人に報告し、さらに管理人から私に報告があった。(裏面に続く)

事実認定：(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定を示す)

有罪。

刑の宣告：(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記す)

拘禁 60 日、1952 年 11 月 21 日起算。

F.W. Koopmann

裁判官 歩兵隊大尉 F・W・コープマン

[裏面]

検察側の証拠：続き

被告人は取調べを受け、以上のことを自発的に述べたほか、さらに次のように述べた。約 1 週間前、レジから 3 ドル 50 セントを取り出し、名前を知らないフィリピン人にこれを渡し、彼女が今まさに着用しているセーターを買ってもらった。(裁判所がセーターを調べたところ、それはカリフォルニアのキャンターの製品であり、ライカム PX のスタイル・センターにあるものであった。)被告人は取調べを受けることになると知らされたとき、仕事を辞め、宿舎から出て行った。

ライカム PX の沖縄人女性**ヨシコが宣誓し、次のとおり証言した。私はライカム PX で 5 か月ほど働いている。約 3 週間前、A が、B カウンターを担当する女の子のところに行き、20 ドルを借りたいと言った。そして A は 20 ドルを取り、これを円に替えるようにできなかった。それで A がその 20 ドルを私に渡し、私がそれを B カウンターの女の子に返した。私は、その子がレジにそれを入れるのを見た。その子の名前は**シズコである。PX の管理人に報告したのは彼女である。その 20 ドルを借りようとしたのは私ではない。

ライカム PX の沖縄人女性**シズコが宣誓し、次のとおり証言した。私はライカム PX の B 売りの責任者である。約 3 週間前、閉店前の時間にヨシコが 20 ドルを持って

私のカウンターに来た。ヨシコは、レジから20ドルを借りて、円に替えようとしたができなかったので、それをレジに戻してほしいと言った。翌日、ヨシコから話を聞き、レジから20ドルを取ったのは被告人であり、被告人は両替しようとしたができなかったので、ヨシコにそれを持たせたことが分かった。ヨシコは、これはよくないことであると考へ、私のところに20ドルを持ってきた。

弁護側の証拠：

被告人の供述。私はB売り場のレジから20ドルを取った。私は友人から借りていたお金があったので、これを円に替えて返済し、そして給料日に返すつもりだった。私は以前に3ドル50セントを取って、このセーターを買ったことがあるが、その3ドル50セントは返した。

犯罪歴：

なし。

(2) C-235-53 B (30歳)

1957年12月26日有罪取消決定。婚姻相手は嘉手納飛行場に勤務する軍曹(Sgt)。1953年5月5日に胡差治安裁判所で売淫罪の有罪判決を受ける。戸籍簿(英訳)によれば、売淫事件当時の住所で1955年12月に娘が出生し、翌年2月に届出があったが、父親の記載はなく、また嘆願書にも娘に関する記述はない。

(7) 有罪判決取消嘆願書(原文英語)

主題：有罪破棄嘆願

琉球高等弁務官 殿

差出人：氏名 B 1927年11月*日生

本籍 鹿兒島県大島郡笠利村字***番地

現住所 沖縄コザ市宇胡屋*番地

私こと、上記氏名の者は、1953年5月5日、胡差治安裁判所で売淫の疑いにより800円の罰金刑に処されました。

当時の私は嘉手納村*区*班に家があり、嘉手納飛行場に勤務していた白人米兵と知り合いました。

私たちは結婚の約束をして、その手続する準備をしていましたので、その年の5月3日に一度性交をしました。

だからそのとき彼が私にくれた 200 円は、私の生活費として、彼が好意でくれたものであることは疑いなく、性交の対価ではありません。

しかし彼はまもなく国に帰ってしまい、その後は彼から手紙も受け取っていません。

私が、嘉手納飛行場に勤務する Sgt K*** R*** と知り合ったのは 1953 年頃でした。

彼はとても真剣なので、私は、彼の心優しい結婚の申出に応え、生涯を彼の妻として彼と過ごすつもりです。

私が彼を尊敬し、彼を頼りにしていることは間違いありません。

しかし、残念なことに、先に述べたように、私は前科者なので、婚姻手続きに困難が伴います。

どうか寛大なる心で貴殿が私の前科を取り消して下さいよう嘆願します。

B

1957 年 11 月 25 日

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)

公判調書

事件番号 1953 年 1070 号 (は) 胡差民裁判所

公判の日及場所 1953 年 5 月 5 日 胡差民裁判所

罪名 売淫

被告人の住居 嘉手納村*区*班

出生地 大島郡笠利村大字**

本籍地 大島郡笠利村大字**

職業 無職

氏名 **** [B] 出生日 ^[ママ] 1931 年 11 月 * 日 (22 歳)

判事書記氏名 判事 島袋源正 裁判所書記 トミモト・ユウエィ

原告官氏名 テルヤ・タダトシ 胡差地区警察署警察官

被告人の学歴及び家族 3 年間の課程修了 家族 2 名

犯罪歴 なし

犯罪事実の概要 被告人は、1953 年 5 月 3 日午後 4 時半より同日午後 9 時半までの間嘉手納村*区*班の被告人住居において氏名不詳の白人兵を相手に性交をして、その対価として彼から 200 円 (B 円) を受け取った。

刑 被告人を罰金 800 円に処す。この罰金を納付できないときは 1 日 50 円換算で労役

場に留置する。

適用法条 特別布告32号2.5.2.1条 刑法18条

裁判官は、被告人に対し、指定期日以内に控訴できる旨を伝えて本判決を言い渡し、閉廷した。

書記官 トミモト・ユウエイ *Yuei Tomimoto*

裁判官 島袋源正 *Gensei Shimabukuro*

以上は本事務所で保管される原本の写しであることを証明する。

胡差民裁判所書記官 マツダ・チョウトク

1957年11月15日

(3) C-112-54 C (25歳)

1959年9月8日有罪取消決定。婚姻相手は米陸軍補給部所属。Cは遺棄罪(1953年9月24日胡差治安裁判所)と軍財産窃盗罪等(1954年5月5日Naha簡易裁判所)の2個の犯罪歴を有するが、嘆願書では遺棄罪について言及がない。なおCに関する取消手続の文書は、Bと同じC-235-53に収録されている。

(7) 有罪判決取消嘆願書(原文日本語縦書き)

一九五九年七月 日

本籍 沖縄県八重山郡与那国町字***番地

現住所 沖縄嘉手納村字嘉手納*番地

C

昭和九年七月*日生

琉球民政府 主席民政官殿

有罪判決取消嘆願書

私は一九五四年五月五日那覇軍事法廷に於て軍財産窃盗、弗不当所持の罪により懲役九ヶ月の判決を受けました。私は当時那覇市(旧真和志市)楚辺区*班に居住していましたが生活苦に困って、日頃知合いの友人白人兵に千円の借用依頼をした処彼は快諾して何かのキャンプに行くよう誘われたが、キャンプに行けば金は貸して貰えるものだと思い同伴しました。その夜私は彼のキャンプの部屋に一泊し翌朝眼を醒ますと彼は既に自分の仕事に行って居りませんでした。

私は彼の欺瞞行為に対し残念でならず彼の部屋にある彼所有のラジオを持って帰り、

彼が来てくれるのをひそかに期待して居りましたが、その晩来た者は彼の訴えによりかけつけた警察官で彼等は持って来たラジオを没収し且つ私の所有物の全部を点検したが不幸にも既に私も忘れていたドル紙幣が発見され右のような判決を受けたものであります。

其の後私は自分の愚かさを悔い、今後斯かることを又と繰返さないよう心に誓い、堅実な生き方をして来たと思います。

米人ゼ***デ***と知り合いになってから一年を◇◇◇婚約をして居り私は彼の愛情により生き甲斐を感じ彼に一生を捧げよき理解者と協力者になりたいと誓って居ります。彼も又私を一生の伴侶として良き夫になりたいと申して居ります。

しかしながら私の右前科が二人の婚姻手続に大きな障碍になって居ります。

何卒右事情を御◇◇下さしまして右前科を取消して戴きますよう嘆願致します。

(イ) 取り消される裁判の記録1 (原文日本語縦書き)

公判調書

事件番号 一九五三年 胡 治裁 (ろ) 第四一二号

公判の日及場所 一九五三年九月二四日 於 胡差治安裁判所

罪名 遺棄

被告人の住居 住居 那覇市*区*組

本籍出生地 本籍 八重山郡与那国町字***番地

職業氏名年令 女中 *** [C] 昭和九年七月*日 (一九年)

判事書記氏名 判事 島袋源正 裁判所書記 比嘉勇真

原告官氏名 胡差地区警察署司法警察官 巡查柳瀬敏男

弁護人氏名 弁護士 [空白]

被告人は公判廷に於て身体の拘束を受けず

被告人の公訴事実に対する陳述要旨 なし

被告人の学歴家庭関係及び資産の状況 学歴 新中卒 家族四人 [資産] なし

前科の有無 なし

犯罪事実 被告人は一九五三年九月一日十四時頃読谷村楚辺に於て自己の妻子(米人との混血児満二才)を扶養する義務あるにも拘らず遺棄したものである。

証拠に対する意見並び利益となるべき証拠の有無 なし

弁護人の弁論要旨 なし

最終の陳述 なし

判決並に適用法条 主文 被告人**** [C] を懲役四月に処す。

但し一年間右刑の執行を猶予す。

適条 刑法第二百十八条 同法二十五条

判事は判決を宣告し上訴期間及び上訴申立書を差出すべき裁判所を告知し閉廷したり

同日於同庁 裁判所書記 比嘉勇真

判事 島袋源正

(ウ)取り消される裁判の記録2 (原文英語)

Case No. C-112-54

受理人員番 603

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(上級)~~民政軍事裁判所

中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1954年5月5日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官 レイモンド・M・ピーク 少佐

起訴罪状 (簡潔に): 窃盗 2.2.6 条 軍票違法所持 2.3.1.5 条

被告人: (氏名) (年齢) (性別) (住所)

**** [C] 21 女 真和志市楚辺区*班

通訳者: ヒガ 検察官: [空白] 弁護人: [空白]

答弁: (各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

無罪。

検察側の証拠: (必要があれば紙を追加せよ。証人の氏名住所を掲げ、証拠物を特定せよ。)

那覇地区警察署の警察官安里哲 [ASATO, Tetsu] が宣誓し、次のとおり証言した。1954年5月3日午後7時頃、私は、警察官金城弘栄 [KINJO, Koei] の情報に基づき、那覇市にあるバー・ヒカリに行き、米兵3名が話をしている窃盗について捜査した。私が到着すると、米兵の一人から、被告人Cを捜して欲しいと依頼された。Cはこのバーで働いており、ラジオ、電気アイロン、ベッド・シーツ、軍票及び女性用スーツを盗んだとのことであった。私はバーの中に入り、被告人はいるかとマダムに聞いた。マダム

は、いない、もうここで働いていないと言った。私は被告人の家に行き、彼女の帰宅を待った。(裏面を見よ)

事実認定：(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定を示す)

窃盗と軍票違法所持について有罪。

刑の宣告：(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記す)

拘禁9月、1954年5月3日。

Raymond M Peak

裁判官 レイモンド・M・ピーク

[裏面]

彼女は1954年5月3日午後11時頃に帰宅し、私が、ジョゼフ氏を知っているかと聞くと、彼女は「はい、彼を知っている。」と答えた。さらに私が、ラジオ、アイロンなどはどこにあるかと聞くと、彼女は返事をしなかった。彼女は窃盗について話をするのを拒んだが、軍票について質問すると、彼女は24.05ドルの軍票とスーツ、それからクラッカーやココアがあると言い、これらを私に差し出した。私は被告人を窃盗及び軍票違法所持により逮捕した。(女性用スーツ、クラッカー、ココア、チョコレート [Clark bars] 及び軍票24.05ドルは検察側証拠1として採用され、女性用スーツと軍票24.05ドルは裁判後に所有者に返還された)(スーツはPvt Gregorio、軍票24.05ドルはPvt Gregorio、クラッカー、ココア及びチョコレートはLt. Nunnに返還された。)

第29RCTの2d Lt Shirl W. Ward, 0188162が宣誓し、次のとおり証言した。私の友人1名と私はパーティーを開くことにし、被告人に対し、女友達を一人連れて、マチナトのBOQに来ないかと声をかけた。私たちはタクシー1台を手配し、1954年4月30日午後11時、女の子たちの仕事が終わるまで待機させた。被告人はバー・ヒカリで働いていた。被告人が私の兵舎に来たのは1954年5月1日午前2時頃で、彼女は一人だった。彼女はその夜の間に、私と一緒に過ごした。私は1954年5月1日午前6時30分に出勤しなければならなかったので、被告人を兵舎に残し、できるだけ早く出て行くように伝えたが、被告人は、私の許可なく、ラジオ1個(Hallcraft, D543171)、電気アイロン1個及びベッド・シーツ数枚をもって、ドアの鍵を開けたまま出て行った。私はバー・ヒカリに行き、店主に対し、私の物を返して欲しい、さもなければ警察に通報すると言った。バーの店主は、あなたの言うとおりにすると言った。私は月曜日の夜に再度行っただが、

被告人は仕事に戻ってこなかった。

Co I RCT の 2d Lt Joseph E. Nunn, 01916052 が宣誓し、次のとおり証言した。1954 年 4 月 30 日午後 6 時頃、私の友人が那覇に行き、私たちの BOQ でパーティーをすることを被告人に伝えた。戻って来た彼は、すべてうまくいったと言った。彼女らは後から来ることになっていた。1954 年 5 月 1 日午前 2 時頃、被告人は一人で来た。私は 1954 年 5 月 1 日午前 4 時に部屋を出て行く必要があった。戻ってくると私のラジオとアイロンが盗まれていた。(ラジオとアイロンは Ward と私が共同所有している。)私の友人と私は、被告人を捜すため、バー・ヒカリに行ったが、彼女を見つけることはできなかったのもので、月曜の夜に警察に通報した。

第 8068 マチナト QM の Pvt Garoia Gregorio, US54054919 が宣誓し、次のとおり証言した。1954 年 5 月 1 日午後 7 時頃、被告人が働いていたバー・ヒカリに行き、ビールを注文すると、被告人が私のテーブルに持って来て、私と一緒に座った。私は、パーティーをしたくないかと彼女に聞いた。彼女は、私が 300 円をくれるなら、と言った。私が 300 円を彼女に渡すと、彼女は私と一緒に謝菫に向かった。そこに私の女友達**ユリコの家があり、私たちはそこで一晩を過ごすことにした。しかし私が眠っているとき、私のズボンのポケットにあった財布から軍票 40 ドルと 2000 円を取り、また、私の女友達のドレス 1 着を持って、被告人は出て行った。(スーツは**ユリコの所有物であり検察側証拠 2 として採用された。)被告人はバー・ヒカリの仕事に戻って来なかった。私が、同じような経験をした二人の士官に会ったのは、このバーである。

弁護側の証拠：被告人はその権利について助言を受け、宣誓供述を選択した。

C が宣誓し、次のとおり証言した。私は、自分のしたことについて申し訳ないと思っている。私は、Garoia Gregorio の財布を手にとると、その中に 24.05 ドルがあるのを見つけたが、彼は円を持っていなかったのもので、私はその 24.05 ドルを警察に返した。お金は Gregorio のものである。私はラジオとアイロンを取り、質屋に持って行き 600 円を受け取った。ベッド・スーツ 2 枚も 1 枚 120 円で売った。私はその場所に士官たちを連れて行き、それらの物を取り戻した。

(4) C-236-54 D (27 歳)

1958 年 6 月 24 日有罪取消決定。婚姻相手は那覇飛行場の第 51FMS 所属の軍曹 (S/ Sgt)。1954 年 8 月 30 日に Koza 簡易裁判所で在留許可証明書不携帯罪の有罪判決を受ける。

(7) 有罪判決取消嘆願書 (原文日本語縦書き)

一九五八年六月六日

本籍 鹿児島県大島郡喜界町大字***番地

現住所 沖縄嘉手納村字水釜***番地

D

一九三〇年十一月*日生

高等弁務官殿

判決取消嘆願書

私は米人 G***** A***** ワ*****ア*****と一九五七年三月頃婚約し現に夫婦関係を継続しているもので正式に婚姻すべく手続準備中の処私は以前に在留許可証(外人登録証)を不携帯の廉で末尾記載のヤケな前科がありますので正式に婚姻することができません。私の犯罪は自宅から徒歩で五分間を要する近距離の店舗で在留許可証を携帯していなかっただけで別に破廉恥罪ではありません。私とワ*****ア*****は互に深く愛し合っ居り是非共婚姻いたし度いのですが私が単に在留許可証を不携帯だっただけの前科で婚姻できないのは二人の為に洵に不幸この上もなく悲しむべきことでありますから何卒右の事情を御諒察下さいまして私の前科に対する判決をお取消し下さいまして無罪とし二人が晴れて婚姻でき得る様なご恩典に浴させて頂きますよう嘆願書を以てお願い申し上げます。

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)

Case No. C-236-54

受理人員番号 1148,1149

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(上級)~~ 裁判所

コザ 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 コザ 開廷日 1954年8月30日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官 エリオット・O・ショードインの面前で

起訴罪状(簡潔に): 在留許可証の不携帯 民政府布令 125号5章22条a号

被告人: (氏名) (年齢) (性別) (住所)

**** 50 女 越來村越來区*班

**** [D] 24 女 越来村センター区*班

通訳者：ナカチ 検察官：なし 弁護人：なし

答弁：(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

無罪。

検察側の証拠：(必要があれば紙を追加せよ。証人の氏名住所を掲げ、証拠物を特定せよ。)

被告人兩名はその権利について助言を受けた。

コザ民警察の上間善孝 [UEMA, Zenko] が宣誓し、次のとおり証言した。1954年8月28日午後5時頃、被告人兩名は越来村山里区の闘鶏場で逮捕された。彼女らは在留許可証を携帯していなかった。兩名とも有効な在留許可証明書を保持しているが、携帯していなかった。彼女らは証明書を取りに行く機会を与えられなかった。

弁護側の証拠：

被告人兩名はその権利について助言を受け、黙秘を選択した。

事実認定：(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定を示す)

有罪。

刑の宣告：(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記す)

懲役1月、1954年8月30日起算、または罰金200円。

Eliot O Chaudoin

裁判官 エリオット・O・ショードイン

(5) C-101-55 E (27歳)

1958年5月20日有罪取消決定。婚姻相手は海兵隊所属の軍曹(S/Sgt)。琉球上訴検察庁の前科調書によれば、Eは基地立入罪(1955年4月1日Koza簡易裁判所)と出入域管理令(Immigration violation)違反の罪(1955年4月15日Koza簡易裁判所)の2件の犯罪歴を有するが、USCAR公安部の処分結果票によれば、後者については「USCARとコザ警察署が記録を保持しない」。そのため有罪取消決定書は「1955年4月16日またはその頃、コザ簡易裁判所で、何らかの取締法違反により罰金200円の有罪判決を受けた」として後者を取り消している。この点について嘆願書は、「米兵が私の家に遊びに来たことがあり」、罰金刑を科されたと説明している。

(7) 有罪判決取消嘆願書(原文英語)

有罪判決で言い渡された刑罰に関する嘆願

1958年3月22日

琉球高等弁務官 殿

差出人：氏名 E 1930年8月*日生

本籍 沖縄県国頭郡名護町字***番地

現住所 中頭郡具志川村安慶名区*班

私は、ここに、私の最善の知力と良心を尽くして以下の陳述をなし、私の前科の取消しについて、貴殿の寛大なるご配慮をお願い致します。

1. 私は米軍人と知り合いました。彼は軍曹でした。私は、その夜の11時までの通行許可証をもって、彼と一緒に遊ぶため嘉手納飛行場のクラブに行きました。

2. 私は、そのクラブで彼やその友人たちからウィスキーを飲むように誘われ、ひどく酔ってしまいました。

私は、ひどく酔ったので酔いを覚ますため休んでいました。しかし、そのまま次の日の午前4時まで眠ってしまいました。

3. そのため私は、1955年4月1日[公判記録によれば18日]、コザ軍事裁判所で、外国施設に不法侵入したと訴えられ、懲役3月、罰金2000円の有罪判決を受けましたが、罰金を払えば1年の執行猶予で釈放されることになりました。

私は、女の子がウィスキーを飲むのはよくないことだと思いますが、彼らに勧められました。その夜はみんなに合わせて私も一緒に飲んだので、みんなで楽しく過ごしました。

4. また、1955年4月頃、私がコザ市センター区*班に住んでいたとき、米兵が私の家に遊びに来たことがあり、私は、取締法に違反したとされ、コザ軍事裁判所で罰金500円を科されました。

しかしそのとき以来、私は良い女の子になろうとしてきました。そして、この3年間は米兵の軍曹ときれいな関係を築いています。

5. 私たちは、互いに深く愛し、理解合っています。私は彼の大変よき妻になるつもりです。

6. しかし私には先に述べた前科があるため、私たちの婚姻手続を進めることができません。私は、前科があることを自覚して良い女の子になろうとしています。

7. もし私が彼と婚姻できなかつたら、私は希望を失い、彼も悲しみます。

8. どうか私の不安を理解して下さい。私は、私の前科の取消しにつき、貴殿の寛大

なる配慮をお願いします。貴殿の寛大さが私に明るい希望を与えます。

9. もし貴殿が私に同情下さり、私の前科を取り消して下さいれば、私は貴殿の恩義を生涯忘れません。私は、彼の伴侶として、また良き妻として、生涯を彼に捧げます。
10. 私は誓って良い女の子になり、永遠の良き妻となります。以上のとおり、私こと下記の者は、私の前科の取消しにつき、貴殿に嘆願します。

敬具

E

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)

Case No. C-101-55

受理人員番号 601

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(上級)~~ 裁判所

コザ 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 コザ 開廷日 1955年4月18日

USCAR 簡易軍事裁判所 裁判官 エリオット・O・ショードインの面前で

起訴罪状 (簡潔に): 基地立入 2.2.8条 [原文では2.2.6条]

被告人: (氏名) (年齢) (性別) (住所)

*** [E] 25 女 越来センター区*班

通訳者: ナカチ 検察官: [空白] 弁護士: なし

答弁: (各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の答弁)

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。) 無罪。

検察側の証拠: (必要があれば紙を追加せよ。証人の氏名住所を掲げ、証拠物を特定せよ。)

嘉手納飛行場の第18車両大隊 [Motor Vehicle Squadron] のS/Sgt Tyson, Arthur J. が宣誓し、次のとおり証言した。

1955年4月17日午前2時5分頃、嘉手納飛行場タイベース604兵舎66号室でのこと、私は無線機を持って勤務していたが、その66号室に向かうように連絡が入り、そこでSgt Burkettを見つけた。連絡を入れたのは彼だった。私は部屋の中に入ることができなかったが、ドアの下からのぞき込むと、部屋の中に被告人がいた。私は外に出て窓越

しにライトで照らし、彼女にドアを開けるように伝えた。彼女がドアを開けたので、私は彼女を事務室に連行し、空軍警察を呼んだ。私が部屋の中を照らしたとき彼女は服を着ていなかった。(裏面を見よ)

事実認定：(各起訴罪状に対する「有罪」または「無罪」の認定を示す)

有罪。

刑の宣告：(拘禁が懲役を伴うか否か、また、刑期の開始日を記す)

懲役3月、1955年4月18日起算、罰金2000円。ただし拘禁刑は罰金納付の日から1年間執行猶予。

Eliot O Chaudoin

裁判官 エリオット・O・ショードイン

[裏面]

検察側の証拠：続き

彼女の服は部屋の中に散らかっていた。その軍曹は酔っ払っており、起きなかった。被告人は午後11時までの通行許可証を持っていた。その通行許可証は有効期限が切れていた。この区域は立入禁止である。

弁護側の証拠：

被告人は彼女の権利について助言を受け、次のとおり供述した。私は通行許可証が午後11時で切れることを知っていたが、軍曹が酔っ払っていたため、私は部屋から出ることができなかった。軍曹が私を部屋の中にとどめた。私がドアを開けたとき彼は寝ていた。私は午後10時までロックランド・クラブにいて、その後兵舎の中で夜を過ごした。今回が初めてのことである。軍曹は私の友人で、以前に一緒に外出したことがある。彼の兵舎で夜を過ごすのは、これが初めてである。今回は、彼は私に支払いをしていないが、支払いをするという話はしていた。

犯罪歴なし。

(6) C-221-55 F (22歳)

1960年6月30日有罪取消決定。婚姻相手はキャンプS・D・バトラーH&S,Co所属(1935年12月生)。1955年8月16日に胡差治安裁判所で売淫罪の有罪判決を受ける。

(7) 有罪判決取消嘆願書(原文日本語縦書き)

有罪判決取[消]嘆願書

本籍地 鹿児島県名瀬市***番地
現住所 具志川村字川崎*番地
氏名 F
生年月日 一九三七年八月*日

言渡年月日 一九五五年八月十六日

言渡裁判所 コザ治安裁判所

罪 名 売淫

刑期 刑名 罰金六〇〇円也。

私は右記の通り過去に於いて罪を犯かしましたが、此の度アメリカ人と結婚致しますので此の機会に過去の事は一切洗流がし今後良い米市民として再出発致し度いと思しますので何卒、右の件に付き御寛大な御配慮を下され御取消し下さいませ御願ひ申し上げます。

一九六〇年五月三〇日
右 F

琉球列島米国民政府
高等弁務官殿

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文日本語縦書き)

判決抄本

裁判所名 胡差治安裁判所

宣告の日 一九五五年八月十六日 罪名 売淫

刑名・刑期・金額 罰金六百元 一日五拾円換算

適用法条 布令第一四四号二、四、二ノ一、二、四、二、刑法五十五条、全十八条

本籍 大島郡龍郷村字**以下不詳 住居 越来村センター区*班

職業 女中 氏名 **** [F] 年令 昭和十二年八月*日生 十八年

犯罪事実 被告人Fは一九五五年六月二日より同年八月十三日迄の間越来村センター区*班に於て氏名不詳の白人兵三名を相手に情交をなしその報酬として計六百元を貰い受けたる外更に被告人は一九五五年八月十四日十二時三十分より同四時三十分迄の間に瑞慶々覧所属の氏名不詳の白人兵と五時間で五百円の約束の許に二回情交をなし該白人兵の訴により検挙されたるものである。

(7) C-71-57 G (21 歳)

1958年6月19日有罪取消決定。婚姻相手は第6332空軍 Dispensary の2等空兵(A/2c)。1957年4月8日に Koza 簡易裁判所で窃盗罪の有罪判決を受ける。

(7) 有罪判決取消嘆願書 (原文英語)

減刑嘆願

1958年5月8日

USCAR 民政副長官殿

差出人：氏名 G 1936年7月*日生

本籍 沖縄県島尻郡佐敷字***番地

現住所 コザ市宇上地*番地

1. 私が嘉手納飛行場のロッカークラブのキッチンで雇われているとき、少しだけ砂糖や布巾を盗んだことがあり、そのため軍窃盗の罪により、コザ軍事上級裁判所〔簡易裁判所〕で懲役10日執行猶予1年、及び罰金500円の刑に処されました。
2. もちろん私が盗みをしたことは、大変悪いことだと思っていますが、そのキッチンで以前から働いている人たちも、ときどき物を盗んでいました。私もそれを見ていたので、盗みをしても見つからないだろうと考えていました。
私はまっすぐな考え方をする人なので、考えが足りないではありませんでした。
3. その後、私は過去の行いを反省し、誓いました。
4. 私は、昨年から米国空軍第6332部隊の調剤所(陸軍郵便局239)に勤務する2等空兵**** (AF1457****) と友人として付き合っていました。彼と婚約を誓いました。
5. しかし私には前科があるため、結婚の手続を進めることができません。
6. 私は、理解力のある彼のよき女の子になるよう努力し、よき妻、よき母になるつもりです。
7. どうか私の前科の取消しについて、貴殿のご同情により、お許しが得られますよう嘆願致します。

敬具

G

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(上級)~~ 裁判所 — コザ 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 コザ 開廷日 1957 年 4 月 8 日 PSD Case No. C-71-57

受理人員番号 762

民政府簡易裁判所 裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状：窃盗 2.2.6.1 条

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

**** [G] 20 女 佐敷村**区*班

通訳者：フジタ 検察官：[空白] 弁護人：なし、希望せず。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁：起訴罪状のとおり有罪。

検察側の証拠：

嘉手納飛行場の第 18 空軍警察の Merland Gerberding 軍曹 [Sgt] が次のとおり証言した。私は、1957 年 4 月 8 日午前零時 30 分頃 [告発状によれば同日午後零時 30 分頃]、嘉手納飛行場第 2 ゲートで勤務中、帰宅する雇用者を荷台に乗せた NCO トラックを検査した。被告人は紙袋を持って、このトラックに乗っていた。その紙袋の中には次の物が入っていた。

紙袋 6 個、紅茶のティーバッグ 18 個、紙ナプキン 101 枚、砂糖 1.5 パウンド。ポールモールの煙草 1 箱、ウィンストンの煙草 1 箱。(裏面へ)

事実認定：起訴罪状のとおり有罪。

刑の宣告：被告人は拘禁 10 日、但し素行良好を条件として 1 年間執行を猶予する。罰金 500 円 (納付済み)。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

袋はトラックの荷台の一番後方にあった。

被告人は NCO クラブで働いており、食堂管理者の D. R. William の監督下にある。盗品の価値は全部で約 2 ドルである。

嘉手納飛行場 NCO クラブの食堂管理者である D. R. Williams が次のとおり証言した。被告人は NCO クラブでウェイトレスとして働いている。私はそれらの物品を建物内か

ら持ち出すことについて彼女に許可を与えていなかった。それらはすべて米国の財産である。

弁護側の証拠：

被告人は彼女の権利について助言された。被告人は、他の人たちも NCO クラブからそうしたものを持ち帰ることができた。それは何でもないことだったと証言した。

犯罪歴なし。

(8) C-72-57 H (28 歳)

1960 年 12 月 14 日有罪取消決定。琉球警察前原署作成の英訳された背景調査報告書(1960 年 11 月 25 日)によれば、Hは、島尻郡具志川村(現在の久米島町)の小学校を卒業後、農業に従事し、1949 年、那覇市の叔母の下に転居して那覇飛行場でハウス・メイドとして働き、その間に同基地勤務の軍人と交際して 2 児をもうけるが、第 2 子妊娠中に同軍人が別の女性と交際をはじめ、結局、その女性と婚姻して帰国したため、Hはランドリーを営み、2 児を養育した。1957 年、第 1 子(長女)が養子として米国人の家族に引き取られた後、コザ市センター区に転居し、間もなく婚姻相手の米軍人と知り合い、現住所に移り、第 2 子(次女)と 3 人で同居する。婚姻相手はキャンプ川崎(海兵隊)所属の Cpl (伍長)。ただし戸籍簿には 2 児の記載なし。1957 年 4 月 9 日に Naha 簡易裁判所で基地立入罪の有罪判決を受ける。

(7) 有罪判決取消嘆願書(原文英語)

犯罪歴の取消嘆願

1960 年 11 月 10 日

USCAR 民政官 ジョン・G・オンドリック准将 殿

差出人：氏名 H 1932 年 3 月 * 日生

本籍 沖縄具志川村***番地

現住所 沖縄中頭郡具志川村安慶名*番地

拝啓

私は、[1957 年] 4 月 9 日、那覇軍事裁判所で懲役 3 月の刑を言い渡されました。その内 2 か月は 1 年間の保護観察を認められました。それから罰金 1500 円の刑も科されました。

私は、当時は那覇の郊外に暮らしており、民間人の家でメイドとして働いていました。

その事件の日、私は、通りを歩いていましたら、アメリカ人から、一緒に那覇のダウンタウンで買い物をしないかと誘われ、よく考えもしないでそうすることにしました。

私たちが那覇に向かうため那覇飛行場のゲートを通過したとき、私がMPから職務質問され、不法侵入の罪で起訴されました。現在とは道路の事情が同じではありませんでした。というのも道路の舗装がきちんとできていなくて、夜間は、飛行場のゲートに向かう道路と一般の道路の見分けがつきにくく、特に田舎からひょっこり出て来た者にとっては、どこにいて、どこに向かっているのかを知ることは難しいことでした。私が制限区域に不法侵入したのは、このような当時の道路事情のためでした。

私がMPに職務質問されたとき、私はとても慌ててしまい、我を忘れ、冷静な判断ができずに反抗的な態度をとってしまいました。

私は、愚かで考えが足りなかったことを深く後悔しています。今、冷静になっている振り返ると、法律が厳しく曲げられないものであることを強く感じており、同時にこのような罪を犯したことを恥ずかしく思います。それは決して重い罪ではありませんでしたが、礼儀正しい人のすることではありませんでした。私は良心の呵責を覚え、どのような言葉で許しを請えばよいのかも分かりません。しかし私はこの不幸な経験を糧に変えようと思い、罪に負けてはならないと心に決め、努力してまじめに暮らしてきました。

幸い****と出会いました。彼は米国海兵隊の立派な軍人で、私たちは婚約しています。彼は暖かい心の持ち主で私のことをしっかりと理解してくれています。私が過去に犯した罪のことを話すと、彼は進んで私を許してくれました。彼は、私の生涯の伴侶となることを誓ってくれました。私の教育についても、彼は親切にたくさんの善いことを私に教え、私が主婦としてしっかりやっつけられるように導いてくれます。

本当に彼の妻として私が相応しいのかを考えると、途方に暮れ、彼の真剣な愛を受け入れてよいのか戸惑います。しかし日に日に彼の真実の愛と私を思う深い気持ちが私の心を勝ち取りました。彼の献身が過去の傷をきれいに洗い流してくれたおかげで、今の私は希望を持って一人の女性として生きていけるように感じています。私は、彼から与えられたこのささやかな幸せを育み、彼の深い思いやりに応えるため、生涯をかけて彼のよき伴侶となることを神に誓います。

私たちは婚姻証明を得るための法的手続を進めてきましたが、先に述べた私の前科の記録があり、婚姻届の書類が受理されないため苦勞しています。もし私たちの婚姻が認

められないなら、彼は人生のすべての希望を失い、今まで努力して築き上げてきた私たちの心豊かな生活も実りのないものになります。

私たちは、貴殿が私たちの困難な状況を考慮し、深い同情と理解をもって、先に述べた私の前科の取消を認めて下さることを心から希望します。

敬具

H

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所 — 那覇 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1957年4月9日 PSD Case No. C-72-57

受理人員番号 767

民政府簡易裁判所 裁判官 ロイ・L・モルガンの前で

起訴罪状：基地立入 2.2.8条

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

*** [H] 20 女 那覇市***区

通訳者：ヒガ 検察官：[空白] 弁護人：なし、希望せず。

(被告人は有罪もしくはは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁：起訴罪状のとおり有罪。

検察側の証拠：

那覇飛行場の第51空軍警察の Billie Pierce が次のとおり証言した。1957年4月6日午前零時45分頃、勤務中であった私は、部隊兵舎1203号ビルの170号室に女1名がいると報告を受けたので、そこに行き、捜索したところ、寝台下のトランクの上に女性用の服があり、空軍兵が被告人とベッドで寝ていた。被告人は明らかに何も着ていなかった。その区域は立入制限された米軍施設である。被告人は通行証を所持しておらず、何人も彼女をそこに連れて来る権限がない。被告人は逮捕された。

第51空軍警察の通訳者であるマツダ・キヨシが次のとおり証言した。私が彼女に質問した。彼女は、彼女と空軍兵が1203号の部屋にいたことを認めた。私が質問をする度に、彼女は粗野な言葉を使った。彼女は(裏面へ)

事実認定：起訴罪状のとおり有罪。

刑の宣告：被告人は拘禁3月、但し素行良好を条件として内2月を1年間執行猶予する。
罰金1500円。罰金未納の場合は1日120円換算で労役に処す。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

私に対し、彼女をk____すると書いた。また彼女は自分の手で淫らな動作をした。彼女は、最初は私の質問に答えることを拒否していた。

弁護側の証拠：

被告人は彼女の権利について助言された。被告人は次のとおり証言した。その日は酔っていた。空軍兵から那覇に行こうと言われた。彼は那覇ではなく那覇の基地に私を連れて行った。私は空軍兵との性交を拒否した。私は服を脱いでからベッドに入り、そこに隠れた。被告人は、質問への答え方があいまいであった。

Billie Pierceによれば、被告人は、那覇飛行場の辺りではよく知られた淫売婦である。

被告人は、1957年4月9日に身体検査を受け、性病に罹患していなかった。

犯罪歴なし。

(9) C-75-57 I (27歳)

1960年6月11日有罪取消決定。婚姻相手は海軍移動建設大隊(NMCB)所属(1938年生)。1957年4月12日にKoza簡易裁判所で基地立入罪の有罪判決を受ける。1960年2月、中頭郡美里村宮里でIの子(片仮名表記の名の男児)が出生し、出生の届出によりIを筆頭者として戸籍が編成されている。子の父については戸籍簿に記載がない。なお、Iは1957年の逮捕時にナカムラ・サチコと名乗り、また裁判所では**ヨシコと名乗っていたため、民政官から琉球政府行政主席に対し、嘆願者のIと**ヨシコの同一性が本人によって確認されるまでは判断を保留する旨の連絡があった(1960年5月19日)。この点についてIは、宣誓供述書(同年5月25日)で「バーでは、他の女給たちのように、本名ではなく別の名前を使っており、私はサチコ・ナカムラやヨシ** (これは私の妹の名前) を使っていた」「裁判所では慌てていたし、精神的なショックも大きかったので間違いをしてしまい、たいへん申し訳なく思っている」と述べる。

(7) 有罪判決取消嘆願書(原文日本語縦書き)

一九六〇年五月二日

本籍 沖縄県中頭郡與那城村字***番地

現住所 沖縄中頭郡中城村字久場*番地

氏名 I

昭和八年五月*日生

琉球民政府 主席民政官殿

有罪判決取消嘆願書

私は一九五七年四月十二日不法侵入の罪によりコザ軍事裁判所に於て一、五〇〇円の罰金に処せられました。

私は実はワイトビーチが沖縄人に対し、禁止区域であることを知らなかったので友達二人と遊びに行きました。

所がビーチに入ると私達はガードに呼び止められ、しかも裁判に附され右のような刑に処せられました。

私が其処が禁止区域であることを知っていたら立入りしなかったのでせうが全く遺憾に思います。

私は刑に処せられてから如何に法がきびしいものかを知り又と斯かる事を繰り返さないよう心に誓って居ります。

全く私の不覚でありました。

私は軍隊勤務のゼ***・エ*・マ***と交際して◇◇二ヶ年にもなりますが、彼は実に品行方正で真面目しかも深い思いやりを持った人なので心から彼を尊敬し且つ私の未来の理想的な夫だと思っています。

彼が婚約を申し込んだ時、私は前科がありますので体よく断ったものの彼からその理由を聞かれ遂に私は自分の苦窮を打明けた処彼は快くそれを許してくれましたので私は彼の婚約を受けることにしました。

目下私達は結婚の手続をして居りますが私の前科が障碍となって居ります。

何卒貴官の◇大なる御同情と御配慮を仰ぎ私の有罪判決を取消して下さいよう茲に嘆願致します。

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所 - コザ 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 コザ 開廷日 1957年4月10、12日 PSD Case No. C-75-57

受理人員番号 806-807

民政府簡易裁判所 裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状：基地立入 2.2.8条

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

**** 22 女 勝連村平敷屋区*班

通称ウエハラ・ヨシコ

**ヨシコ [I] 20 女 同所

通称ナカムラ・サチコ

通訳者：ヒガ 検察官：[空白] 弁護人：なし、希望せず。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁：起訴罪状のとおり有罪。

検察側の証拠：

北部保安部 [North Security Section] の第 8118AU のグシ・マツキチ [GUSHI, Matsukichi] が次のとおり証言した。1957年4月8日午後11時頃、ホワイト・ビーチの米軍施設で勤務中であった私は、被告人2名を逮捕した。そこは米軍の制限区域である。被告人両名は通行許可証を持っていなかった。逮捕時、被告人****はウエハラ・ヨシコと名乗り、また被告人** [I] はナカムラ・サチコと名乗った。

弁護側の証拠：

被告人らは彼女らの権利について助言された。(裏面へ)

事実認定：起訴罪状のとおり有罪。

刑の宣告：被告人はそれぞれ罰金1500円。罰金未納の場合は1日120円換算で労役に処す。

(罰金納付済み)

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

被告人**は、水兵1名が、私の勤めているバー・ゴールド・ドラゴンに来て、ホワイト・ビーチに一緒に行こうと頼まれたが、そこに着くと彼は立ち去った、と証言した。

被告人** [I] は、被告人**と同じことを証言した。彼女もバー・ゴールド・ドラゴンの女給である。

両名とも犯罪歴なし。

(10) C-89-57 J (29歳)

1961年3月3日有罪取消決定。婚姻相手は第3海兵師団第12海兵隊第2大隊司令部砲兵隊 [Headquarters Battery] 所属 (1939年9月生)。1957年5月2日に Koza 簡易裁判所で売淫未遂罪の有罪判決を受ける。

(7) 有罪判決取消嘆願書 (原文日本語縦書き)

有罪判決取消嘆願書

本籍 沖縄県中頭郡具志川村字***番地

現住所 美里村字知花*班

氏名 J

生年月日 一九三二年三月*日

言渡年月日 一九五七年五月二日

言渡裁判所 コザ軍裁

罪名 売淫未遂

刑期 刑名 懲役三月中一月は一年間の執行猶予、罰金三、〇〇〇円。

私は過去に於いて右記の通り罪を受けましたが、此度アメリカ人と結婚を致しますが、此の機会に過去の事は一切取り去り、今後良き米市民として再出発致し度いと思いますので何卒、御寛大な御配慮を下さり、御許可下さる様お願い申し上げます。

一九六一年一月十三日

右 J

琉球列島米国民政府

高等弁務官 殿

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)⁶⁵

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所 - コザ 司法地区

65 本件は、コザ、普天間及び平良川の計6店のバーで、1957年4月25日、売春や売春助長の疑いにより検挙された13名に対する裁判であり、J及び後述のKに関する部分を訳出した。なお、本件は被告人13名全員が弁護人を選任しており、普天間及び平良川で検挙されたJ、Kほか5名については仲村兼仁が担当した。

裁判手続の記録

開廷場所 コザ 開廷日 1957年5月1、2日 PSD Case No. C-89-57
受理人員番号 1017-1029

民政府簡易裁判所 裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状：売淫 2.4.2.1条 (2.2.29条) 性病 2.5.2.1条

媒淫 [Pandering] 2.4.2.2条

売淫の幫助・教唆 [Aiding and abetting] (2.4.2.1条) 2.2.28条

淫売宿経営 [Maintaining a House of Prostitution] 2.4.2.3条

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

詳細は別紙参照。

[K 24 女 宜野湾村普天間*]

[J 25 女 具志川村天願*班]

通訳者：フジタ 検察官：[空白]

弁護人：詳細は別紙参照。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁：詳細は別紙参照。

[J 2.2.29条 (2.4.2.1条) の起訴罪状につき無罪を答弁する。]

[K 2.2.29条 (2.4.2.1条) の起訴罪状につき無罪を答弁する。]

検察側の証拠：

K及び****について。

RASP 第8118 陸軍部隊の SP/3C James Busse が次のとおり証言した。1957年4月25日午後10時頃、Sgt A. G. Hoffman、SP/3C H. Gaarde と私はニュー普天間のトミー・バーに行った。Gaarde はカウンター席に座り、Sgt Hoffman はブース席の一つに座った。証人は、Kから隣に座るように誘われたので、言われたとおりにするとKが私の酒を注文した。しばらくKと私は話をした。被告人は、バーの裏に部屋があると証人に言い、「裏に出て行って私と寝たくないか？」と聞いた。私は、この誘いに乗って彼女と一緒にビルの裏に出て行った。そこには部屋が幾つかある小さな家があり、私は、その一室に入り、そして彼女が要求した200円を支払った。被告人はそのお金をとり、これを「ママさん」に渡さなければならないと言った。証人が彼女に付いて行き、トミー・バーの裏口を通り抜けて彼女に付いて行くと、そこで彼女は被告人****と接触した。Sgt Hoffman

がこれを監視していた。被告人両名は逮捕された。

証人は、200 円を返還するように要求した。被告人**は反転して、パパさんと呼びに走り出した。証人が彼女を追ってバーの方に行くと、逃走者を制止するように言われていた Gaarde が前方で待機していた。証人が被告人 K に与えた 200 円にはフリーメイソンの印 [masonic emblem] が付けてあり、シリアル・ナンバーも記録されている。それは A-00493830A 及び A-25043732A である。

奥にある**部屋で現金入れの箱を調べると、その印の付いており、シリアル・ナンバーの一致する 100 円札 2 枚が見つかった。これらの紙幣が法廷に提出され、証人の証言どおりのものであることが確認された。(紙幣は証人に返還された。)

証人は、被告人が性交の行為の対価として 200 円を要求したことは明白であると述べた。

RASP 第 8118 陸軍部隊の Sgt A. G. Hoffman が、1957 年 4 月 25 日午後 10 時頃、Gaarde と Busse を連れて、ニュー普天間のトミー・バーに行つたと証言した。彼は、次のように述べて、証人 Busse の証言を補強した。

15 分すると、証人 Busse が被告人 K と一緒にバーを出て行つた。証人 Hoffman はその後を追った。彼は、被告人 K がトミー・バーの裏にある家の中に入ったのを見た。その 1 分後、被告人 K は、裏口のドアからバーに戻つて来た。Busse が付いて来ていた。証人 Hoffman は、K が、Busse を残して出てきた家の方に戻ろうとしたとき、K を逮捕した。証人 Hoffman は、彼女に 200 円を出すように要求した。彼女は、被告人**にそれを渡したと言つた。証人 Busse が被告人**を裏口の所まで連れて来た。証人が彼女に 200 円を出すように要求すると、彼女は、被告人 K からお金を受け取っていないと言つた。そのとき被告人 K が服の中から 200 円を取り出し、これを証人 Hoffman に渡し、「お金はここにある」と言つた。その紙幣のシリアル・ナンバーを調べると、それは Busse が K に渡したのものではないことが分かつたので、彼女にその旨を伝え、彼女は、受け取つたお金はなくなつたと言つた。その後、彼女は、被告人**にそれを渡したともう 1 度言つた。**は、被告人 K がそう言うのを聞いていた。証人 Busse が、被告人**の現金入れの箱から、問題の 200 円を取り戻した。被告人**は、このバーの経営者であることを認め、また、被告人 K が彼女に雇われていることも認めた。

RASP 第 8118 陸軍部隊の SP/3C Harold Gaarde が次のとおり証言した。私は、Busse が出て行つてからも、バーの店内に残つていた。それから 3、4 分後、**がバーに戻つ

て来て、MPについて何かを言っていたが、後ろには Busse がいた。**がバーから出て行こうとしたので、私が制止した。

弁護士仲村による Busse の反対尋問 [Busse の返答]：被告人 K は、裏の部屋に行って寝ることを証人 Busse に求めた。Busse が彼女に求めたのではない。被告人 K は、部屋に行く前に、バーの中で対価は 200 円だと言った。紙幣の印は、バー・トミーに向く前に憲兵隊事務所で付けた。K に渡した紙幣は性交の対価だった。200 円を要求したのは彼女であり、証人がその 200 円をママさんに渡すように言ったのではない。印を付けた紙幣を使ったのは、後に証拠として使うためである。証人は性交をするつもりはなかった。

証人は、K が**に 200 円を渡すのを目撃しなかった。被告人**は Busse の身分が分かると逃げだそうとした。彼女は「パパさん」と叫んでいた。

弁護側の証拠なし⁶⁶。

***及びJについて。

RASP 第 8118 陸軍部隊の Marvin Vick が次のとおり証言した。1957 年 4 月 25 日午後 10 時 45 分頃、私は、平良川集落のソング・スター・バーに行き、店内に入り、席に着いた。被告人 J が飲み物を持ってきて、隣に座った。45 分後、被告人 J が裏に行こうと誘った。彼女は「ホット・パンツ」を持っているかと私に聞いた。私は「はい」と言った。それから彼女も「ホット・パンツ」を持っていると言った。私は、彼女と一緒に通りを 2 ブロック下ったところにある家の前で立ち止まった。彼女が中に入り、ママさんを連れて来た。被告人 J がママさんに話をすると、ママさんは私を見回した。それから私たちは中に入った。彼女は「今私にお金を渡してほしい」と言った。私が幾らかと尋ねると、被告人 J は 200 円だと言った。私は寝室で 200 円を渡した。彼女はそれを引出しの中に入れようとした。そして私は身分を明かした。すると彼女は座り込み、「あなたは何をするつもりか」と言った。私は、彼女が逮捕されることを伝えた。彼女は、被告人**に会いたいと言った。私たちが通りに出ると、RASP の Robert A. Patterson が被告人**を拘束していた。

RASP の Robert A. Patterson が次のとおり証言した。1957 年 4 月 25 日午後 10 時 45 分頃、私は、証人 Vick と RASP の Gerald Schwarz と一緒にソング・スター・バーに行っ

66 トミー・バーの経営者である被告人**（女 40 歳）は、記録上、2.4.2.2 条、2.4.2.3 条及び 2.2.28 条の起訴罪状につき無罪答弁をして、2.4.2.3 条、2.2.28 条及び 2.4.2.3 条で有罪とされ、拘禁 4 月内 2 月執行猶予 3 年及び罰金 8000 円の刑に処された。

た。私は、Vick 軍曹と被告人 J がブースに座っているを見ていた。彼らがバーを出て行くと Svharz が後を追った。私は 10 分間店内に残っていたが、それから 2 ブロック後ろにあるビーナス・バーに行くと、被告人 ** が道路を上がってくるのが見えた。私は、彼女の後を付いてソング・スター・バーに入った。彼女はビール瓶を 2 本持って外に出て行き、バー・ビーナスのところにある彼女の家に戻っていった。被告人 J が逮捕されたのはこのときである。

RASP の Gerald Schwarz が次のとおり証言した。私は、1957 年 4 月 25 日午後 10 時 45 分頃、証人 Vick と証人 Patterson と一緒にソング・スター・バーに行った。

私は、ブースに座っていた Vick 軍曹と被告人 J が立ち上がり、バーを出て行くのを見ていた。私は、2 ブロック先のバー・カロンの後ろまで彼らの後を付けた。Vick 軍曹と被告人 J と Svharz はフェンスのそばで立ち止まった。J が被告人 ** と話をし、それから Vick と J は、** と一緒に家の中に入った。私は外で待機していた。2、3 分後、** が出てきてソング・スター・バーの方向に進んでいった。しばらくすると被告人 ** がビール瓶を 2 本持って戻って来た。私は、彼女を制止し、話しかけた。その 2、3 分後、被告人 J と Vick が出てきた。被告人 2 名は逮捕され、警察署に連行された

弁護士仲村による Vick 軍曹の反対尋問：Vick は次のとおり供述した。私は、被告人 ** が経営するバー・カロンの裏の寝室で被告人に 200 円を渡した。私はその 200 円を取り戻したのは、被告人 J がそれを引出しに入れようとした後だった。私は、ライカムの憲兵隊事務所が立てた計画に従って、今回の売春捜査を遂行した。

弁護側の証拠なし⁶⁷。

事実認定：詳細は別紙参照。

[被告人 K は 2.2.29 条 (2.4.2.1 条) につき有罪。]

[被告人 J は 2.2.29 条 (2.4.2.1 条) につき有罪。]

刑の宣告：詳細は別紙参照。

[被告人 ** **、K、J 及び ** ** は、拘禁 3 月、ただし素行良好を条件として内 1 月を 1 年間執行猶予する。罰金 3000 円。(K 及び ** 納付済み)]

Roy L. Morgan

67 バー・カロンの経営者である被告人 ** (女 52 歳) は、記録上、2.4.2.3 条及び 2.2.28 条の起訴罪状につき無罪答弁をしたが、それらの罪で有罪と認定され、拘禁 4 月内 2 月執行猶予 3 年及び罰金 8000 円の刑に処された。

(11) C-89-57 K (26歳)

1960年5月18日有罪取消決定。1957年5月2日にKoza簡易裁判所で売淫未遂罪の有罪判決を受ける。婚姻相手はカリフォルニア州の29パームズ海兵隊基地所属の軍曹(S/Sgt)であり、サンフランシスコにある領事事務所(American Consular Unit)の1960年1月25日付同人宛書簡によれば、米国移民法では、米国人と婚姻し、永住する目的で入国しようとする者は移民ビザが必要であり、これを取得するためにはビザ割当リストに登録し、おそらく数年間の待機を要するが、米国人の配偶者は非割当身分の資格を有するので、「あなたが沖縄に戻り、婚約者と婚姻すれば、彼女は非割当身分の資格を有することになり、その他の点でビザ発行要件を満たせば、彼女の出身国の割当に関係なく、ビザが発行される」「ただし移民を目的とする場合、代理結婚は無効である」とある。なお、戸籍簿によれば、Kは、1952年10月に同郷の者と婚姻し、1959年10月に協議離婚している。

(7) 有罪判決取消嘆願書 (原文日本語縦書き)

一九六〇年四月十四日

本籍 沖縄県国頭郡本部町字***番地

現住所 宜野湾村字普天間*番地

K [1933年7月生]

有罪判決取消嘆願書

私は那覇軍事裁判において一九五七年五月二日売淫未遂罪で有罪の判決をうけその結果懲役三月(内一ヶ月は一年の執行猶予)罰金三千円の刑に科せられ同年六月二十七日刑期を終了しました。私は米国人と結婚するため目下準備中でありますが前記有罪の前科が障害となっております。折角掴んだ女の幸福な結婚の夢も此の前科故に非常に憂慮される処であります。

勿論一時の過失にしろ罪のそしりは免れませんが此の結婚を機会に一層更生に努力し賢実な主婦となることを御誓ひ致しますので特別の御詮議をもちまして右の前科を取消して下さいませ様嘆願致します。

琉球高等弁務官 殿

(イ) 取り消される裁判の記録

前掲 C-89-57Koza 簡裁 1957 年 5 月 2 日の裁判手続の記録 (91 頁以下) 参照。

(12) C-176-57 L (24 歳)

1960 年 6 月 30 日有罪取消決定。婚姻相手は第 6431 空軍部隊 [6431st Air Base Group (PM)] の軍曹 (S/Sgt)。1957 年 7 月 19 日に Naha 簡易裁判所で売淫罪の有罪判決を受ける。なお、L の逮捕時の通称はヤマシロ・アヤコであり、告発状にその漢字署名 (山城文子) があって、裁判もこの名前で受けている。取消嘆願書の名義も「山城文子こと L」であるが、有罪判決取消決定書では「L (別名 YAMASHIRO, Fumiko)」となっている。

(7) 有罪判決取消嘆願書 (原文日本語縦書き)

有罪判決取消嘆願書

本籍 沖縄県国頭郡国頭村字***番地

現住所 那覇市久米町*丁目*番地

山城文子こと L

一九三六年三月*日生

琉球高等弁務官殿

私は一九五七年七月十九日、軍裁で買淫^[ママ]の罰で懲役十日罰金三千元を科れましたが実は私、其の時カナリヤアンと云うキャバレーで女給として働いて居りました。その日、前々から知合いの那覇航空隊の白人兵チャアリスさんが酒に酔って十時頃店に見え苦しいからどこでも良いから休して呉れと頼まれたので、それでは一、二時間もすると気分が良くなるから私の室にお休みなさい、と私の室に休ませ、私は仕事に従事して十二時頃になったので見て帰そうと思って、室に行ったらすぐ其の場で官憲につかまり、以上の刑を受けましたが、決して私は情交などし亦情交のため金子等貰った事はありません。それ以来私は自重して参りました。

そうして居る中に白人兵ワ***さんと知合い一年前から交際して居る内に互に理解し合い互に苦楽を共にし合ふと婚約致しました。

私は彼の清い心に打たれました。私は決心しました。きっと私は彼の良き妻として恥かしくない様にと色々努力して居ります。私は全心全霊を終生彼に捧げ彼の良き伴侶として彼を助け、良き妻良き母良き社会人にならんと神に誓って居ります。しかし結婚手続により別紙の様な前科がありますので支障を起して居ります。もしこの障害のため彼と結婚が出来ないとなれば私はどうなるでしょう。私は前途は真暗で希望のない生涯を

送るのではないかと苦しみ悲しんで居ります。何卒私の苦衷を御賢察の上前科取消方特別の御配慮を賜ります様嘆願申上ます。

一九六〇年五月十七日

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)

琉球列島米国民政府

(簡易) ~~(主級)~~ 裁判所— 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1957 年 7 月 19 日 PSD Case No. C-176-57

受理人員番号 1709-1710

民政府簡易裁判所 裁判官 チャールズ・E・スティールの面前で

起訴罪状：米軍要員との売淫 2.4.2.1 条

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

*** [M] 20 女 那覇市辻町バー 18

ヤマシロ・アヤコ [L] 28 女 那覇市辻町カナリアクラブ

通訳者：ヒガ 検察官：[空白] 弁護人：希望なし。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁：被告人兩名は有罪の答弁をする。

検察側の証拠：

RASP の William K. Hoagland 伍長が宣誓し、この女性たちは、ID カードで確認済みの軍人 2 名と寝ていた、と証言した。

那覇警察署の前請盛公明 [MAEUKEMORI, Komei] が宣誓し、被告人らは仕事として 2 名の米兵と性交したと証言した。

事実認定：有罪。性病検査は陰性。

刑の宣告：被告人はそれぞれ罰金 3000 円及び懲役 10 日。罰金未納の場合は 1 日 120 円換算で労役に処す。

Chales E. Steele

裁判官 チャールズ・E・スティール

(13) C-176-57 M (24 歳)

1959 年 2 月 26 日有罪取消決定。婚姻相手は那覇の海軍航空施設に勤務する白人兵。

1954年7月14日に胡差治安裁判所、及び1957年7月19日にNaha簡易裁判所でそれぞれ売淫罪の有罪判決を受ける。

(7) 有罪判決取消嘆願書 (原文日本語縦書き)

有罪判決取消嘆願書

本籍 沖縄県中頭美里村字***番地

現住所 沖縄那覇市前島

氏名 M [1935年1月生]

琉球高等弁務官殿

私は一九五四年七月十四日胡差治安裁判所で売淫罪に依り罰金一、五〇〇円に処せられました。判決抄本に依りますと一九五四年三月下旬頃、牧原部隊勤務の通称コンバーミーに利得の目的で性交を為しその代価として月五千元程度の金品を受取り居たるも本年七月十三日二十時三十分頃、前記白人兵と売淫を為すべく嘉手納*区*班の家内で話をして居た事実、とありますがコンバーミーや外の兵隊とも軍作業に居た関係上、良く知って居り良い友達だと信じて居ります。以前病気で働く事が出来ず休んで居る時にコンバーミーさん達が同情して薬代にしろと云われて御金を下さった事もあります。又ワンピースも戴いた事もありますが決して性交の代価等ではありません。私は仕事場に近い様にと家を嘉手納の*区*班に移転して来たのでコンバーミーや外の友達にも紹介しお暇の時は遊びに来る様申し上げてありました。たまたまコンバーミーさん達が見えて色々とお話して居るところを官憲に捕まった次第で決して売淫の目的ではありません。一九五七年那覇軍裁に於て売淫罪に依り罰せられましたが私はその当時十八クラブで働いて居りました。

よく遊びに見える那覇航空隊の友達と兵隊がとっても御酒に酔うて苦しんで居られたので暫らく休んだ方が良いと思ひ私の室がすぐそばなので可愛想に思ひ休ませ気分が良くなったらお帰りをなさいと申上げ私は又仕事に戻って居る間に兵隊を自宅に寝かしてあった関係で官憲に捕まりましたが私は決して売淫はして居りません。其れ以来私は自重して来ました。そうして斯様な女給と云う仕事がいけないと思ひすべて足を洗い真面目な仕事につき身心共に良き女性にならんと努力して居る中に一年前からダ*ク*と云う白人兵と知合い長い交際をして居る内に共に理解し合い共に愛し合い信じ合い一生を共に婚約致しました。私はとっても幸福だと神に感謝して居ります。必ず彼の清い心に報ゆる可く良い女、良い妻になり全心全霊を彼に捧げ良き伴侶として彼を成功さ

せようとの一心で神様に御誓いして居ります。

そこで一日でも早く結婚手続をと思つて居りますが別紙の前科がありますので手続に支障を起して困惑して居ります。若し此の支障の為に結婚が出来なければ私は如何致しましょう。思えば思う程目先は真黒で私の一生は希望のない可愛想な暗い生活を送るんじゃないかと思ひ本当に死ぬ思いがします。どうか弁務官殿、私のこの苦しみ◇御賢察の上特別の御配慮◇賜ります様伏して嘆願申し上げます。

一九五九年一月廿七日

右 M

(イ) 取り消される裁判の記録1 (原文日本語縦書き)

判決抄本

裁判所名 胡差治安裁判所

宣告の日 一九五四年七月一四日 罪名 売淫

刑名・刑期・金額 罰金壹千五百円 一日五拾円換算

適用法条 布令第一号五章二、五、二、一 二、五、二 刑法第一八条

本籍 美里村字***

住居 嘉手納村*区*班

職業 不明

氏名 **** [M]

年令 昭和一〇年一月*日生 一九年

犯罪事実 被告人は一九五四年三月下旬頃、牧原部隊勤務の通称コンパーミーと利得の目的で性交を為しその代価として月五千円程度の金品を収受し居りたるも本年七月十三日二十時三十分頃、前記白人兵と売淫を為すべく嘉手納村*区*班の家内で話をしていた事実。

(ウ) 取り消される裁判の記録2

前掲 C-176-57 Naha 簡裁 1957年7月19日の裁判手続の記録(98頁)参照。

(14) C-200-57 N (28歳)

1961年1月31日有罪取消決定。1952年現住所で子が生まれ(父については戸籍簿未記載)、コザ市長が出生届を受理し、1960年入籍。琉球警察の近辺調査報告書によれば、Nが沖縄市に転居したのは1949年であり、また、子(娘)の父は別の外国人であると

推測されている。婚姻相手は第3海兵師団第3工兵大隊工兵補助中隊所属。1957年8月9日にNaha簡易裁判所で売淫罪の有罪判決を受ける。

(7) 有罪判決取消嘆願書(原文日本語縦書き)

一九六〇年十二月 日

本籍 沖縄県宮古郡城辺町字***番地

現住所 沖縄コザ市宇嘉間良*番地。

氏名 N

一九三二年六月*日

米国琉球民政府

高等弁務官殿

有罪判決取消嘆願

私は一九五七年八月九日軍裁に於いて売淫の廉により懲役三月うち七五日は三月間執行猶予の刑に処せられました。私は戦争中両親を失ひ幼い弟を抱へてその後の生計を立てて行かなければならぬ事情のために人並みの義務教育すら途中で止めた為に思慮分別にも欠け愚かさだけのためにこの様な犯罪を犯してしまつて今更ながら深く後悔するばかりです。

両親の死別と共に私と弟は僅かな島をもとに農業によって生活を支へて来ましたがそれも思ふようにゆかず一九五七年六月に上沖し同郷人の経営するキャバレーにアルバイトウエイトレスとして就業したのですが今までの故郷での生活環境とは極端に異なるものもあり馴れないままに客にすすめられるまま酒を過剰に飲んだりして結果は法を汚すような行為にまで及び全く私自身にとって生涯忘れることの出来ない暗い悲しい不名誉な記憶として残されてしまいました。弟と二人の生活の為とは云へもつと判断力を確かに理性的な行動は出来なかつたものと自分自身を今更どう責めたところで一夜犯した罪が消えるものでもなく今日までずいぶん良心の苛酷を受けて参りました。それで弟ともいろいろ相談した結果、その後はキャバレーの勤めはきっぱりやめて小さいながらも現住所で製菓業を営むことにしました。丁度その頃ヴ*****・ボ***と知り合つて彼も私の心境に深く同情と理解を寄せいろいろと側面的な相談役になつて戴き弟も私もどんなに力強く感じたことでせう。

そして彼と弟の精神的な最善の協力によって現在では製菓店として一応の形をととのへるに至りました。かうして正常な道で私と弟の生活が安定がつくと共に純粋な厚意を

寄せて来た彼は私に求婚致しました。しかし前科のある私は彼の厚意に素直に従ふことも出来ず何にかと悩み苦しみました。しかし繰返し彼は私に云ふのです。“一度犯した罪でもそれを悔い改め正しい道を踏んでいる現在こそ人としての真の価値と尊さのあることを・・・” 私は◇◇彼の愛情の深さに泣きそして神に感謝したことでせう。今では私も彼の誠実にほだされ彼を愛しそして彼の妻として将来恥づかしくない丈の知性と教養をいささかでも備へるために英語学校と洋裁学校にまなび私自身の乏しい知識力を養なふ為にベストをかけています。

幸い弟も私達のこと心から祝福してくれて一日も早く私達が無事に結婚出来る日を希んでいてくれます。つきましては私達結婚の手続をしたいのですが私のこのような前科がある為に手続きに障碍を来して居ります。万一この結婚が成立しなければ心から頼り尊敬する彼を失って私にとって死の宣告にも同然だと思えます。

つきましては何卒私の心情を御賢察下さいまして貴殿の深い御同情と御理解により私の前科の取消をして下さいますようここに幾重にも幾重にも嘆願申します。

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)

琉球列島米国民政府

(簡易) (~~上級~~) 裁判所 - 中央 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 那覇 開廷日 1957年8月9日 PSD Case No. C-200-57

受理人員番号 1636

民政府簡易裁判所 裁判官 H.W.C. フルマンの面前で

起訴罪状：売淫 2.4.2.1 条

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

*** 25 女 コザ市コザ区*班

通訳者：ヒガ 検察官：[空白] 弁護人：なし、希望せず。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁：無罪。

検察側の証拠：

PFC Gonsesr, RASP が宣誓し、次のとおり証言した。1957年8月7日午前3時10分、通報があったため、民警察官1名を連れてコザのシンゲツ・ホテルに行くと、被告人が一室で A/2C Barron と一緒にいた。

Cpl Jobe RASP が宣誓し、次のとおり証言した。被告人がドアを開けたが、彼女はシーツをまとい、パンツとブラジャーを着けているだけだった。その EM が被告人に 600 円を与えた。私は現場で警察と話をして彼女がサービスの対価として 600 円を得たことを伝えた。その米兵はパンツだけを着けてベッドで寝ていた。米兵は被告人と性交したことを認めた。その 600 円は被告人から押収され、証拠として採用された（民警察に戻された）。（裏面へ）

事実認定：有罪。

刑の宣告：懲役 3 月、内 15 日を除き、執行猶予 3 月

HWC FURMAN

裁判官 H・W・C・フルマン

[裏面]

弁護側の証拠：

被告人は次のとおり証言した。MP たちに逮捕されたとき、とても動揺した。売淫の対価として金銭を受け取っていない。それはタクシー代としてもらった。私がお金をハンドバッグに入れようとしたとき MP たちがやって来た。お金稼ぎのためにホテルに行ったのではない。米兵が私を誘ってホテルに連れて行った。その後、私は民警察署に連行された。

私は自宅で働き、結婚していない。大豆を栽培している。米兵に会ったのはオリエントクラブだった。そこに行ったのは臨時の仕事をするためだった。以前からその米兵と顔見知りではなかった。私はお金を貰う約束はしなかった。「私は彼を愛している」ので、見知らぬ人と行こうとしたのではなかった [Didn't expect to as she went with strange man because "I love him"]. 1 週間前から彼を知っていた。彼と寝たのは初めてだった。ホテルに行ったときは酔っていた。私は、米兵がコザのカメハラ集落にある家まで私を送ってくれるのだと思った。彼が 600 円を払ったことは覚えていない。もしこうなると分かっていたら、私はそこには行かなかった。

刑の減軽事由として。問題を起こして申し訳なく思う。二度とこのような問題は起こさないつもりである。家族には伝えていない。弟は来月結婚の予定である。近所の人にこのことが知られたら家族に迷惑をかけてしまう。私は子どもを養わなければならない。弟と子どものために働いている。

(15) C-31-58 O (26歳)

1961年6月28日有罪取消決定。婚姻相手は海兵隊所属の伍長 (Corporal)。1958年2月12日に Koza 簡易裁判所で米国通貨不当所持罪の有罪判決を受ける。1961年6月23日付の身辺調査報告書 (英文、作成名義なし) によれば、Oは、約1年前にコザ市センター区から現住所に転居し、現在はティールームを経営し、毎月60ドルの収入をえており、近隣の評判も良い。

(7) 有罪判決取消嘆願書 (原文日本語縦書き)

嘆願書

私は一九五八年一月頃ベース知花ケンザーに勤務中、米人ジ***、モ***と知り合いになり以来二人は結婚する約束で現在迄交際を続けて居ります。

今度結婚手续をしたいと思いますが私が以前に弗の不当所持と云う罪に問われた為に結婚手续に必要な無罪証明の申請が出来ないで困って居ります。

私が法を知らないばかりに米弗の不当所持と云う罪を犯した事について今更乍ら罪と云う事が人間の一生に大きな支障となる事を知り後悔致して居ります。

今后斯の様な法に背く事は決して起さない事は勿論であります。

何卒右事情を御斟酌下さいまして高等弁務官殿の御寛大な御取図により私の前科をお取消下さって米人ジ***モ***と結婚出来ます様嘆願申し上げます。

一九六一年四月十八日

本籍 読谷村字***番地

現住所 コザ市字上地*番地

O [1934年10月生]

琉球列島

高等弁務官殿

(イ) 取り消される裁判の記録 (原文英語)⁶⁸

琉球列島米国民政府

68 本件の被告人はO他2名であり、被告人山城が自宅に泊めた米軍人の所持していた30ドル (軍票10ドル及び米国紙幣20ドル) を窃取し、そのうち軍票10ドルを被告人阿波連に1,100円で売り、また米国紙幣20ドルをOに渡したという窃盗等事件である。以下はOに関する部分を中心に訳出した。

(簡易) ~~(上級)~~裁判所— コザ 司法地区

裁判手続の記録

開廷場所 コザ 開廷日 1958年2月12日 Case No. C-21-58

受理人員番号 0170-0172

民政府簡易裁判所 裁判官 ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状：米国通貨及び軍票の不当所持及び両替 2.3.1.5 及び 2.3.12 条

窃盗 2.2.6 条

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

阿波連** 50 女 コザ市**区*番地

*** [O] 23 女 与那城村**区*班

山城** 28 女 宜野湾村**区*班*

通訳者：フジタ 検察官：[空白]

弁護人：山城**は希望せず。弁護人仲村兼仁がO及び阿波連**を代理する。

(被告人は有罪もしくはは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁：阿波連**は軍票の不当所持及び両替について有罪。Oは米国通貨の不当所持について有罪。山城**は窃盗及び通貨不当所持について有罪。

検察側の証拠：

普天間警察の平敷兼讓 [HESHIKI, Kenjo] が宣誓し、証言台に立ち、次のとおり証言した。

裁判所による質問：

[中略]

(裏面へ)

事実認定：各被告人は起訴罪状のとおり有罪。

刑の宣告：山城**は懲役1年及び罰金1万円(納付済み)。Oは懲役1月執行猶予1年及び罰金2千円(納付済み)。阿波連**は懲役1月執行猶予1年及び罰金3千五百円(納付済み)。金員は所有者に返還される。各被告人とも罰金未納の場合は1日120円換算で労役に処す。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

問：被告人Oと話をしたことがあるか。

答：山城**が、Oに20ドルを与えて持たせたと自白したことから、私はOが働いているコザのバーに行った。Oは基地の飛行場でタイピストをしており、8時までは出勤しないが、その後はレストランで働いている。

普天間地区警察署の本永昌盛 [MOTONAGA, Sosei] 巡査部長が宣誓し、証言台に立ち、次のとおり証言した。

裁判所による質問：

[中略]

(証人本永が、被告人Oから回収した20ドルの米国紙幣(グリーンバック)を提出した。それはOが山城**から受け取ったと認めたものである。20ドルの米国紙幣は検察側証拠3とされた。被告人ら及び弁護人から異議はなく、証拠として採用された。)

証人本永(続き)：

問：話を続けなさい。

答：被告人山城**は琉球政府裁判所の久場判事の発付した逮捕状により逮捕され、10ドル軍票を被告人阿波連**に売ったことを認めた。この10ドルは裁判所に証拠として提出された。山城によると、彼女らは米国紙幣については沖縄のどこで取り扱っているかを知らなかった。そこでバーで働いている知り合いの被告人Oに聞くことにした。Oは基地でも働いているので、基地に行って使える紙幣かどうかを軍人に聞いて調べてもらうことにした。米国紙幣は被告人Oから引き渡しがあった。阿波連**は1年前に夫と死別し、今は彼女が家族を養っていると述べた。被告人山城は、阿波連**に対し、ハニーから10ドル軍票をもらったので、「あなたにこれを1100円で売れば、100円のもうけになる」と言ったと述べた。

[中略]

被告人Oと被告人山城について述べれば、Oは、その紙幣が何であるかを知らなかったと述べた。Oは米国紙幣がどのようなものであるかを知らなかったので、空軍基地の軍人に聞く必要があった。取調べでOは罪を認め、捜査にも協力的であった。Oと阿波連**は身柄拘束をしないで取調べを行った。

[中略]

裁判所：Oさんと阿波連さんは有罪答弁をしているので、私から少し質問をしたい。

[中略]

問：Oさん、あなたは本永氏と平敷氏の証言を聞いたか。

答：はい。

問：彼らの証言は正しいか。

答：はい。

問：あなたが所持していた20ドル紙幣については正しいか。

答：はい。

問：あなたは誰からその20ドル紙幣を受け取ったのか。

答：山城**からです。法廷にいるその女性です(被告人山城を指さしながら)。

問：彼らの証言によれば、あなたがその被告人からそれを受け取ったのは1958年2月9日の午前8時頃か。

答：はい。

[中略]

弁護人：Oの減刑事由に関する質問をしたい。

弁護人による質問：

問：この20ドルは、ただ預かったにすぎないもので、山城に返すことになっていたということで間違いないか。

答：はい。

問：その日に返さなかったのはなぜか。

答：彼女があとで来ることを待っていた。

問：基地に持って行くまで、それが米国紙幣であることに気付かなかったというのは本当か。

答：はい。

問：あなたは、誰から、それが米国紙幣であると聞いたのか。

答：軍曹ですが、名前を知りません。

問：それが米国紙幣であると分かり、どうなったのか。

答：軍曹から、これは沖縄では使えないが、米国なら使えると聞いた。それを聞いた私はすぐに家に持って帰り、山城に返した。そのお金を持っていてはいけなくて分かったから。犯罪に巻き込まれたことを知り、自分でも驚いた。もっとよく考えるべきだった。

問：軍票を持ち歩いてはいけないことは良く知っていたが、このお金のことは持つ

てよい物かどうか分からなかったというのは本当か。

答：その通りです。

問：これを所持したことについてしっかり反省しているか。

答：はい。

[中略]

裁判所：仲村さん、あなたの担当部分を進めなさい。

弁護士：被告人Oの父親が出廷している。

****（与那城村、農民）が宣誓し、証言台に立ち、次のとおり証言した。

娘がこのような事件に関わり、大変申し訳ありませんでした。娘は間もなく結婚する予定ですのでどうか寛大な処分をお願いします。

弁護士：

[中略]

被告人Oについては、彼女のしたことは悪いが、彼女は自分のしていることを理解していなかった。もしそれが軍票であったら、彼女にもそれを所持してはならないということが理解でき、本日の法廷に立つこともなかった。被告人山城が、Oに、このお金を基地に持って行き、調べてきてほしいと言ったので、Oがそうしたところ、それは米国ドルであると教えられた。Oは何の見返りも受け取っていない。彼女は頼まれるままにそうしただけであるが、もしこのお金を持ち運んではならないと知っていたら、受け取らなかっただろうし、もしそれが軍票であったら、彼女はここにいない。彼女は高校を卒業しており、現在はいいい仕事に就いている。未婚であるが、間もなく結婚する予定がある。彼女は知花のウエスト・キャンプで働いている。

裁判所による質問：

問：被告人Oさん、あなたはパートタイムでバー・ガールとして働いているか。

答：いいえ。私の姉がバーを経営しており、私が店を訪ねたときに山城に会った。

裁判所：山城さん、あなたの起こした事件は欲深い。あなたは売淫をして稼いでいる。あなたは売淫の稼ぎに満足できず、売淫代を払った者からさらに盗みをした。あなたは明らかにプロの盗犯である。被害者が寝ている間にポケットから金銭を盗んだ。

これほど下品なことも他にないだろう。淫売婦であるだけで十分に悪いことであるのに就寝中の者のポケットから金銭を盗んだ。女がすることとしては最低である。

犯罪歴：（ウエハラ氏が被告人山城**の前科記録を提出した。）

1. 1949年11月4日 売淫 那覇簡易裁判所 5月
2. 1953年12月22日 窃盗 首里治安裁判所 1月
3. 1954年12月24日 窃盗 首里治安裁判所 3月
4. 1955年11月9日 窃盗 前原治安裁判所 3月

[後略]